

令和3事業年度業務実績 (参考資料)

1. 救済制度に関する広報及び情報提供（主な取組①）

集中広報

（10月17日～23日の「薬と健康の週間」を中心に10月から12月まで）

【概要】

※下線部分は新規で展開したもの。

○ テレビCM（15秒；10/17～23の1週間）

- すべての民放系列を活用し、全国32局で放映
※日本テレビ系列、TBS系列、フジテレビ系列、テレビ朝日系列
- 全国27局において「30～60秒のパブリシティ」を展開
- 制度認知の低い「最重点エリア」・「準重点エリア」に対してCM投下を増量
※最重点エリア：山形・山梨・鳥取・島根・香川・高知、準重点エリア：秋田・石川・福井・長野・岐阜・滋賀・鹿児島
- 救済制度特設サイトにCM動画を掲載

○ 新聞広告（全国紙（3紙））

- 読売：朝刊10月17日～18日 半5段モノクロ
- 朝日：朝刊10月17日 半5段モノクロ、夕刊10月18日～19日 半5段モノクロ
- 毎日：朝刊10月17日 半5段モノクロ、朝刊10月22日・29日 一面記事

○ WEB広告・・・特設サイトへの誘導

- 救済制度の特設サイトを発信力・訴求力の高いポータルサイトへリユニアル
- 「Yahoo! ニュース」等の大手ポータルサイト、大手新聞社の総合ニュースサイト、日本最大のニュースアプリ「スマートニュース」等にバナー広告を配信、また、「YouTube」等の動画サイトにCM動画を配信
- ジオターゲティングの手法により病院・薬局への通院・来店者など特定層のスマートフォン等にバナー広告やCM動画を配信
- 一般向け・医療関係者向けにそれぞれ作成した制度紹介動画（アニメーション動画）をSNSや見逃し配信サービスで配信

○ 医療関係者に向けたeラーニング講座の周知

- 出前講座の内容をオンライン化したeラーニング講座について、医療系雑誌への記事体広告の掲載や17の学会でのリーフレット配布等により周知



【救済制度特設サイト】

http://www.pmda.go.jp/kenkouhigai_camp/index.html

1. 救済制度に関する広報及び情報提供（主な取組②）

○ その他

※下線部分は新規に実施したもの。

- 著名人を活用した記事体広告を「朝日新聞デジタル」に掲載（12月24日～1か月）
- 利用者数18万人の電子おくすり手帳に救済制度の広告掲載（令和3年10月17日～）
- 医療機関（973施設・1,377台）及び薬局（1,261施設・1,265台）のビジョンで15秒CMの放送（10/1～2ヶ月間）。医療機関の待合室の予約番号掲示モニターで15秒CMの放送（令和3年11月～1カ月間）
- 請求比の低い県において、調剤薬局にリーフレットを配布（10月15日～1か月 100店舗・44,000部）、病院を経由する路線バスにポスター広告を掲載（10月18日～（10日間～30日間））

その他の取組

○ 「おくすり手帳の活用による救済制度の周知」への協力依頼

- 救済制度の案内が掲載されたお薬手帳の提供による制度周知への協力について、日本薬剤師会、日本保険薬局協会及び保険薬局経営者連合会あて周知依頼文を发出（令和3年8月23日）

○ 教育機関へのeラーニング講座の活用依頼

- 各大学医学部・医科大学でのeラーニング講座の活用について、全国医学部長病院長会議あて周知依頼文を发出（令和3年10月8日）
- 各大学薬学部・薬科大学でのeラーニング講座の活用について、各大学薬学部等あて依頼文を发出（令和3年10月8日）
- 各看護系大学でのeラーニング講座の活用について、日本看護系大学協議会あて周知依頼文を发出（令和3年10月8日）
- 薬剤師国家試験の受験者向け雑誌へのeラーニング講座の広告掲載（令和4年1月号）

○ 医療関係者にeラーニング講座の案内メールを送付

- m3.com会員の医師、薬剤師約14,000人にeラーニング講座の案内メールを送付（令和4年2月、3月）

○ 職域団体や病院関係団体への制度周知

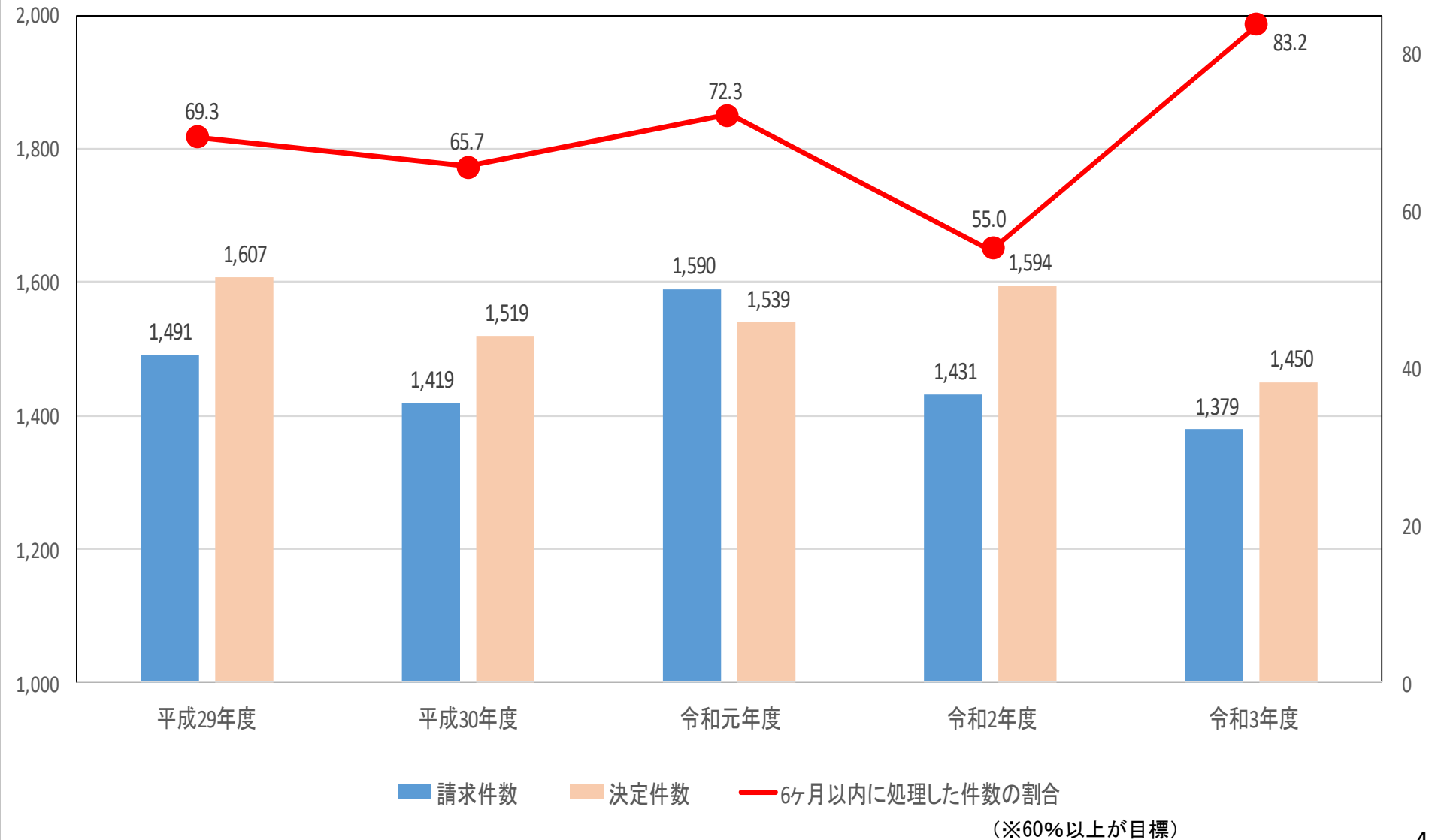
- 救済制度の周知・広報への協力について、日本医師会、日本薬剤師会、日本看護協会等の職能団体、病院関係団等あて依頼文を发出（令和3年9月29日）
- 医療ソーシャルワーカーへの救済制度の周知に向け、日本医療ソーシャルワーカー協会に制度説明（令和3年10月25日）、また、同協会の会員宛、救済制度を解説した小冊子及びeラーニング講座のリーフレットを配布（令和4年2月）

副作用救済給付請求の処理状況

【請求件数・処理件数・達成率】

件数

達成率(%)



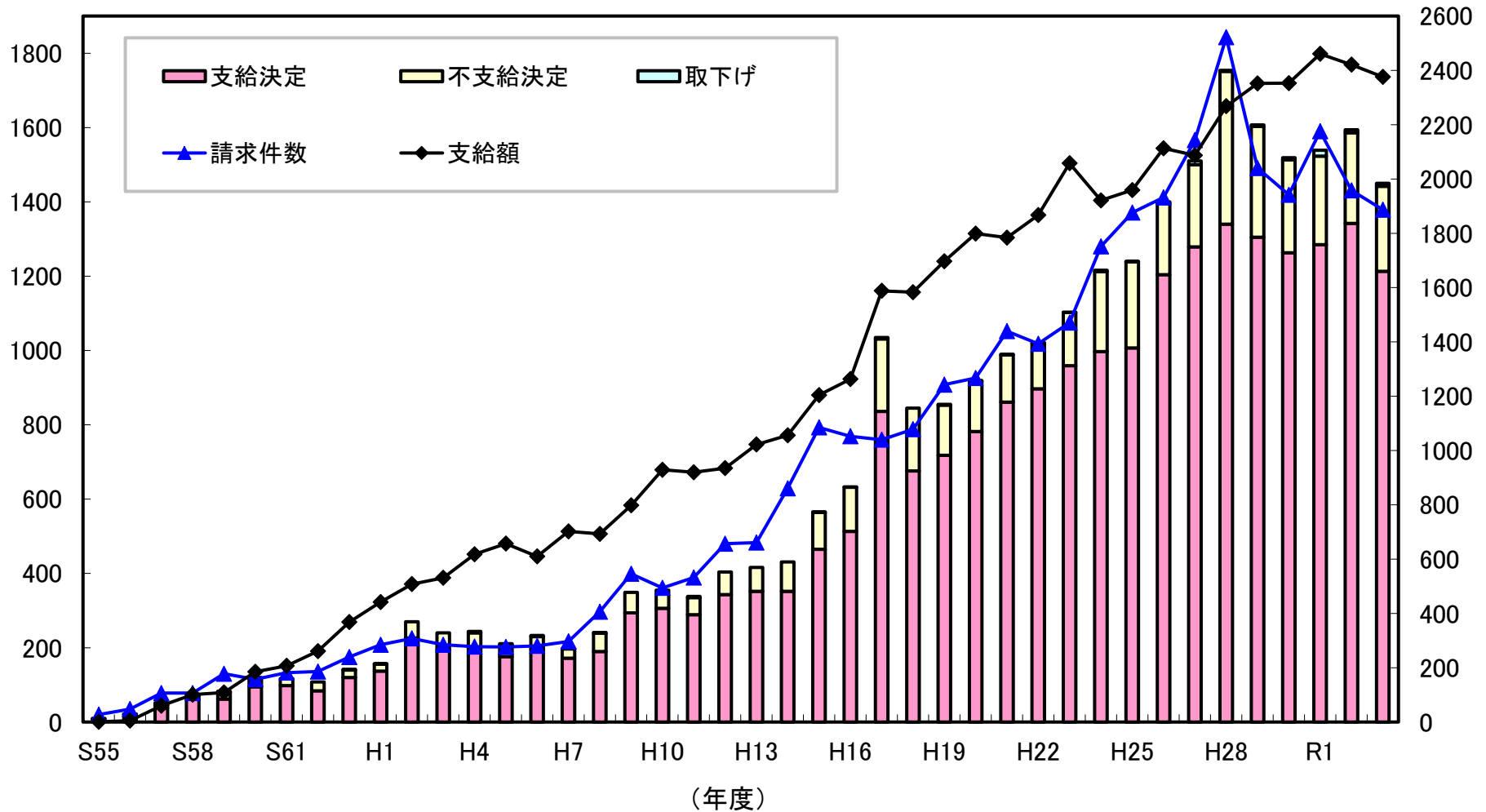
副作用救済給付請求の処理状況

【請求件数・支給不支給決定件数・支給額】

件数

年度別支給件数及び支給額の推移

金額(百万円)



副作用・感染等救済給付請求の処理状況

副作用救済給付請求の処理状況

年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
請求件数	1,491 <141>	1,419 < 86>	1,590 < 59>	1,431 < 34>	1,379 < 20>
決定件数	1,607 <223>	1,519 < 111>	1,539 < 75>	1,594 < 49>	1,450 < 29>
支給決定 不支給決定 取下げ件数	1,305 < 93> 298 <130> 4 < 0>	1,263 < 56> 250 < 55> 6 < 0>	1,285 < 34> 238 < 41> 16 < 0>	1,342 < 15> 244 < 34> 8 < 0>	1,213 < 8> 229 < 21> 8 < 0>
支給額	2,352百万円	2,353百万円	2,461百万円	2,421百万円	2,376百万円
6ヶ月以内 処理件数 達成率	1,113 69.3%	998 65.7%	1,113 72.3%	877 55.0%	1,206 83.2%
処理期間(中央値)	5.3月	5.4月	5.2月	5.8月	4.6月

注1) 請求・決定件数欄にある< >内は、HPV事例の件数であり内数。

注2) 達成率は、当該年度中に決定されたもののうち、6ヶ月以内に処理できたものの割合である(6ヶ月以内処理の割合の目標値は60%以上)。

感染等救済給付請求の処理状況

年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
請求件数	3	7	0	2	0
決定件数	2	7	2	1	1
支給決定 不支給決定 取下げ件数	2 0 0	6 1 0	2 0 0	0 1 0	1 0 0
支給額	587千円	7,838千円	358千円	38千円	244千円
6ヶ月以内 処理件数 達成率	1 50.0%	6 85.7%	2 100.0%	1 100.0%	1 100.0%
処理期間(中央値)	10.2月	4.6月	5.3月	5.9月	5.2月

※上記注2)と同じ。

救済制度の運用改善等に関する受給者ニーズの把握について

- 2020年8月～10月、受給者を対象にアンケート（「救済給付に係る請求から支給までの手続」「健康被害を受けた方の健康状態、治療状況」「精神面などに関する相談及び受給者カードの発行・交付」「現在の救済制度の満足度」）を実施。
- 救済給付に係る請求等の手続に関しては、
- ・手続きや書類作成で困ったこと等について、医療機関に診断書等を作成してもらうことが大変だったなど医療機関に関連するものが約7割
 - ・請求できない期間があった者について、理由は、必要書類を揃えるのに時間を要したが約4割、制度を知らなかったが約3割との結果であった。
- 救済制度の満足度に関しては、
- ・現在の制度について、満足している、概ね満足しているとの回答が7割超
 - ・一方で、不満である、大いに不満であると回答した者からは、救済の対象範囲を広げて欲しい等の制度面の意見のほか、医師をはじめ医療機関に書類作成を依頼するのが大変だった、請求書類を簡素化してほしいといった意見も多数
- との結果であった。
- ⇒医療関係者等への救済制度のさらなる周知、請求等の手続の簡素化・合理化に関する運用改善の取り組みが必要。

救済制度の対象となる健康被害の発生実態の把握について

- 医薬品副作用報告データベース（JADER）からの把握
- ・個々の報告事例は医薬品との間に因果関係があると判断されたものに限らない。
 - ・救済制度の対象除外医薬品に係る症例が含まれ、同一症例について複数の報告者から報告されるケースもある。
- レセプト、電子カルテ等の医療情報データベースからの把握
- ・レセプトやカルテ情報は必ずしも副作用・有害事象との記載があるわけではない。
 - ・データから副作用等を特定するための妥当な定義付けを行うことが不可欠。
- 医療機関での直接的なカルテレビューによる把握
- ・薬剤性有害事象の発生状況に係る研究例もあるが、医薬品との因果関係を問わず医薬品の使用時にみられる健康被害を薬剤性有害事象とし、処方ミスや過剰投与等によるものも一部含み、重症度の定義も救済制度の対象と一致していない。
 - ・新たな前向き研究を行うとしても、公的研究として行われる必要があり、また、その結果をもって直ちに救済制度の運用改善に繋げることは困難（全国の医療機関でカルテ等のレビューを実施することも現実的に困難）。
- ⇒各種データベースや直接的なカルテ等のレビューによって実態を把握するには限界があるが、救済の対象でありながら救済制度の利用に至っていない患者やその家族が相当数存在することも否定し得ず、この点も踏まえ制度の運用改善を進めることが必要。

健康被害救済制度運用改善策

1. 手続の簡素化・合理化

- (1) オンライン請求の実現による利便性の向上
- ・オンラインで請求・届出手続きを可能とする環境の整備
- (2) 請求書の記載要領の検証と請求書作成の支援
- ・受給者の意見を踏まえた請求書の記載要領の改善・工夫、請求書作成のアシスタントツールの開発・導入 等
- (3) 給付までの期間短縮のための検討
- ・請求事案のさらなる迅速処理に向けた数値目標の検討
- (4) 請求書類の合理化・縮減
- ・住基ネット情報等の活用による請求書・届書の添付書類の省略化

2. 救済制度の周知の徹底

- (1) 救済制度の周知の徹底
- ・eラーニング講座の活用促進、医療ソーシャルワーカー等を含む幅広い医療関係者の理解を促す一層の取組等
- (2) 給付に関する情報等の提供
- ・支給・不支給事例等の情報の積極的な紹介
- (3) 「お薬手帳」の活用
- ・お薬手帳における制度案内の働きかけ、電子お薬手帳アプリを活用した情報提供
- (4) 一般国民向けのより効果的な広報の検討・実施
- ・効果的なインターネット広告の展開、医療機関・薬局のデジタルサイネージでのCM実施の拡大 等

3. その他

- (1) 一般国民への支給事例等の情報提供
- ・一般国民が支給・不支給事例等の情報にアクセスし易いような環境整備
- (2) 医師とのコミュニケーションの円滑化を図るための取組
- ・患者をサポートする看護師や医療ソーシャルワーカー等への積極的な制度周知
- (3) 受給者カードの活用
- ・受給者カードの有効な活用方法等の案内

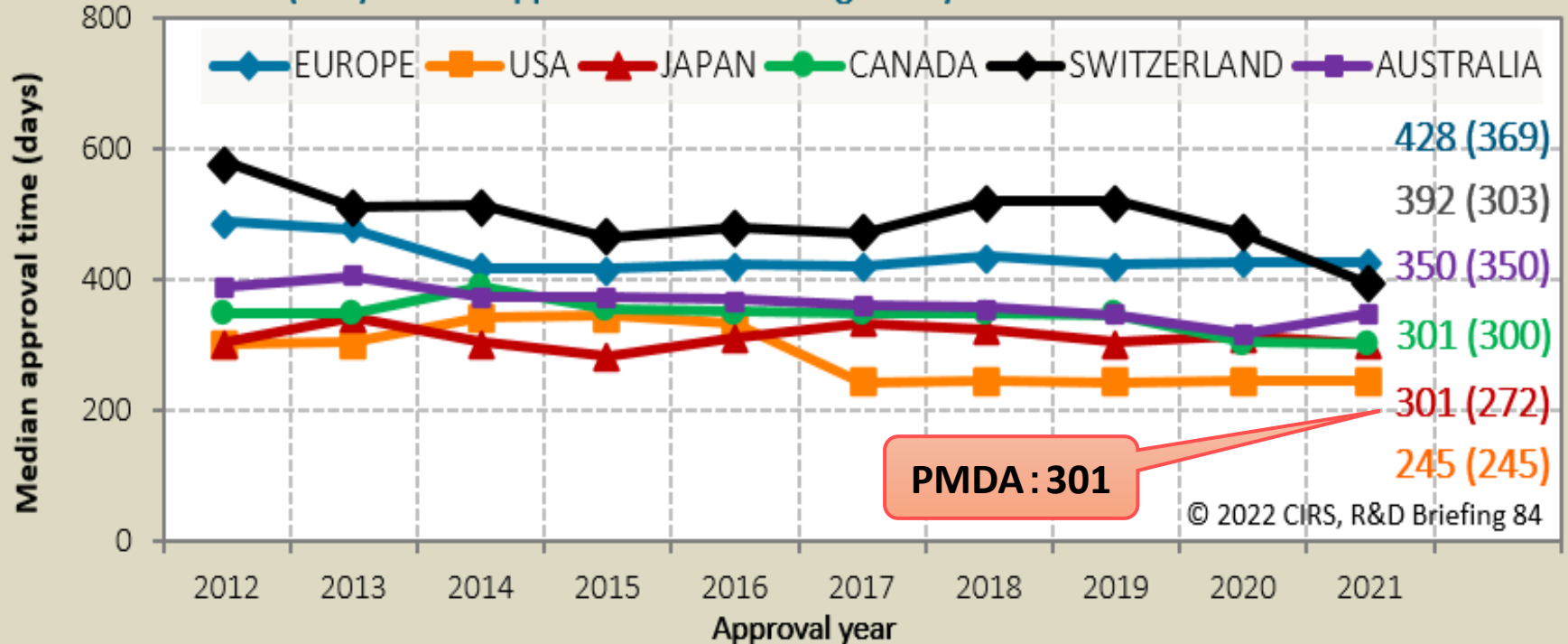
ー今後ー

- 運用改善の具体的な施策は政府の施策とも絡み長期のスパンで実施していくものもあるが、PMDA独自で実施できる施策の実施については迅速な実施が望まれる。
- 具体的な施策の実施状況については、検討会終了後も施策の実施状況を確認していくことが重要で、救済業務委員会において継続的に報告されることが望ましい。

2012-2021年における新有効成分の審査期間（中央値）の比較

New active substance (NAS) median approval time for six regulatory authorities in 2012-2021

New active substance (NAS) median approval time for six regulatory authorities in 2012-2021



Approval time is calculated from the date of submission to the date of approval by the agency. This time includes agency and company time. EMA approval time includes the EU Commission time. N1 = median approval time for products approved in 2021; (N2) = median time from submission to the end of scientific assessment (see p.27) for products approved in 2021.

PMDAは2012年から世界最速レベルの審査期間を堅持

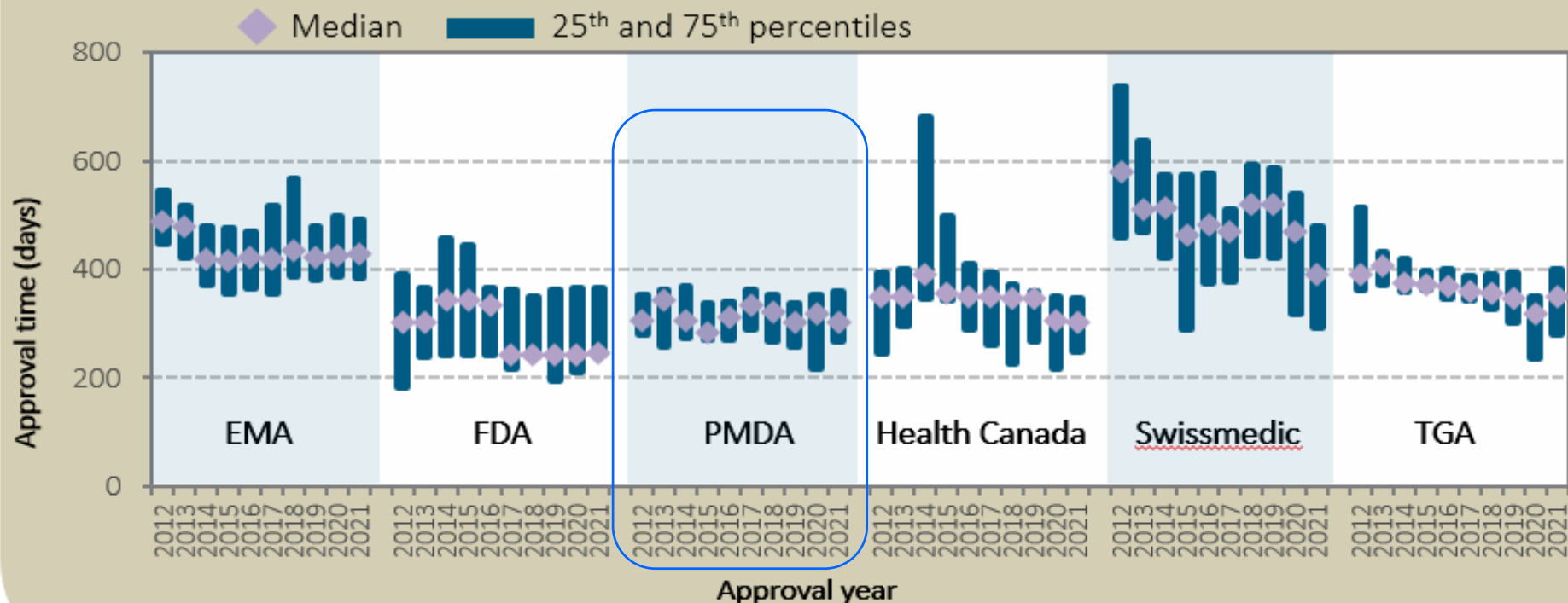
※審査担当組織の審査期間を括弧内に記す。

2012-2021年における新有効成分の審査期間 (25-75%タイル値) の比較

NAS approval time for six regulatory authorities between 2012-2021

Figure 2: NAS approval time for six regulatory authorities between 2012-2021

© 2022 CIRS, R&D Briefing 84



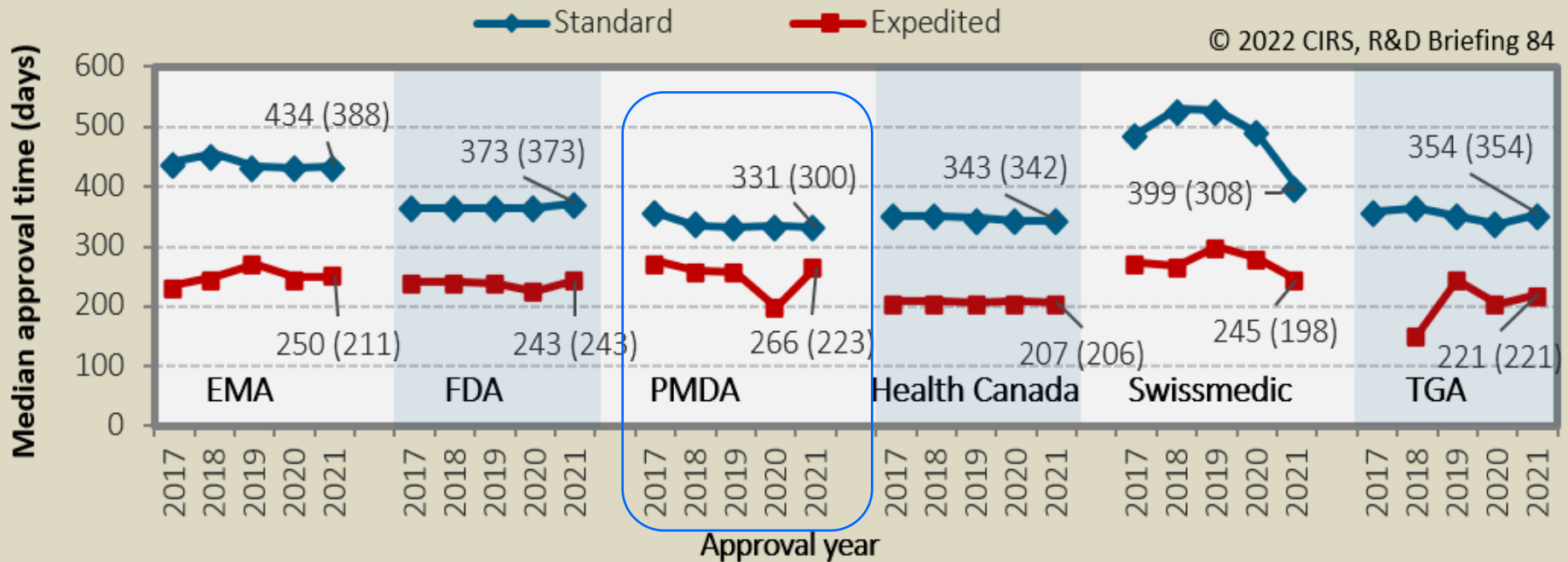
Approval time is calculated from the date of submission to the date of approval by the agency. This time includes agency and company time. EMA approval time includes the EU Commission time.

2012年以降、PMDAの審査期間は25%タイル値と75%タイル値に
大きな差がなく、予見性をもった審査を継続

2017-2021年における新有効成分の 通常品目と優先審査品目の審査期間の比較

NAS median approval time by review type for six regulatory authorities between 2017-2021

Figure 4: NAS median approval time by review type for six regulatory authorities between 2017-2021



'Expedited review' refers to EMA 'Accelerated Assessment', Swissmedic 'Fast Track' and FDA/PMDA/Health Canada/TGA 'Priority Review'. TGA introduced an expedited (priority) review programme in 2017. Approval time is calculated from the date of submission to the date of approval by the agency. This time includes agency and company time. EMA approval time includes the EU Commission time. N1 = overall approval time for 2020; (N2) = time from submission until the end of scientific assessment (see p.20) for 2020.

通常品目の審査期間は2018年～2021年では4年連続で日本が世界最速レベル

※審査担当組織の審査期間を括弧内に記す。

医薬品の条件付き承認制度

令和元年12月公布
令和2年9月施行

○ 重篤で有効な治療方法に乏しい疾患の医薬品で、患者数が少ない等の理由で検証的臨床試験の実施が困難なものや、長期間を要するものについて、検証的臨床試験以外の臨床試験等で一定程度の有効性及び安全性を確認した上で、製販後に有効性・安全性の再確認等のために必要な調査等を実施すること等を承認時に条件として付すことにより、医療上特に必要性が高い医薬品への速やかな患者アクセスの確保を図る。

○ あわせて、条件を付した製造販売後調査等の結果が得られた時点で速やかに評価し、安全対策等に反映させる仕組みを導入。

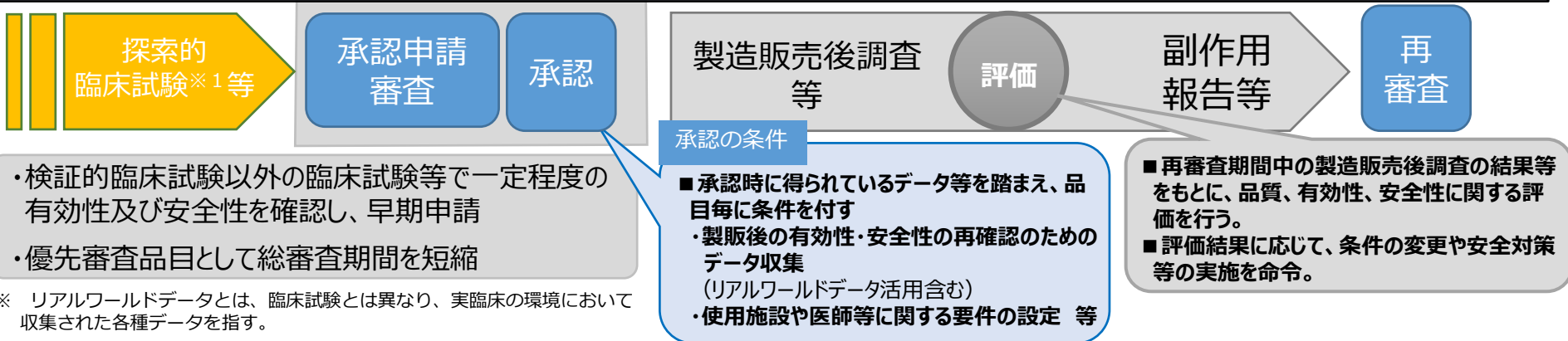
通常の承認審査



※1 少数の患者に医薬品を投与・使用し、医薬品の有効性、安全性を検討し、用法・用量等を設定するための試験

※2 多数の患者に医薬品を投与・使用し、設定した用法・用量等での医薬品の有効性・安全性を検証する試験

条件付き承認制度



※ リアルワールドデータとは、臨床試験とは異なり、実臨床の環境において収集された各種データを指す。

【法制化前に条件付き早期承認*が適用された例】 ※法改正施行後に条件付き承認が適用された医薬品はなし（令和4年3月末時点）

- ①ロルラチニブ「ALKチロシンキナーゼ阻害剤に抵抗性又は不耐容のALK融合遺伝子陽性の切除不能な進行・再発の非小細胞肺癌」（ファイザー）2018年9月承認
- ②ペムブロリズマブ（遺伝子組換え）「局所進行性又は転移性の高頻度マイクロサテライト不安定性（MSI-High）癌」（MSD）2018年12月承認
- ③トラスツズマブ デルクステカン（遺伝子組換え）「化学療法歴のあるHER2陽性の手術不能又は再発乳癌（標準的な治療が困難な場合に限る）」（第一三共）2020年3月承認
- ④ビルトラルセン「エクソン53スキッピングにより治療可能なジストロフィン遺伝子の欠失が確認されているデュシェンヌ型筋ジストロフィー」（日本新薬）2020年3月承認
- ⑤セツキシマブ サロタロカンナトリウム（遺伝子組換え）「再発頭頸部がん」（楽天メディカルジャパン）2020年9月承認

*「医薬品の条件付き早期承認制度の実施について」（平成29年10月20日薬生薬審査発1020第1号）審査管理課長通知に基づく条件付き早期承認

先駆的医薬品等指定制度

「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日)に基づき、世界に先駆けて、革新的医薬品・医療機器・再生医療等製品を日本で早期に実用化すべく、世界に先駆けて開発され、早期の治験段階で著明な有効性が見込まれる医薬品等を指定し、各種支援による早期の実用化（例えば、医薬品では通常の半分の6ヶ月間で承認）を目指す「先駆け審査指定制度」を平成27年4月1日より試行的に開始(通知)。令和元年の薬機法改正で「先駆的医薬品等」の指定制度として法制化(令和2年9月施行)。

指定基準

※医薬品の場合

1. **治療薬の画期性**: 原則として、以下のいずれかに該当するものであること
 - ・既承認薬と異なる新作用機序であること
 - ・既承認薬と同じ作用機序であっても開発対象とする疾患への適応は初めてであること
 - ・革新的な薬物送達システムを用いていること
2. **対象疾患の重篤性**: 生命に重大な影響がある重篤な疾患又は根治療法がなく症状(社会生活が困難な状態)が継続している疾患
3. **対象疾患に係る極めて高い有効性**: 既承認薬が存在しない、又は既承認薬・治療法に比べて有効性の大幅な改善が見込まれる、若しくは著しい安全性の向上が見込まれること
4. **世界に先駆けて日本で早期開発・申請する意思・体制**(同時申請も含む。)

指定制度の内容

 : 承認取得までの期間の短縮に関するもの : その他開発促進に関する取組

①優先相談

〔 2か月 → 1か月 〕

- 優先対面助言。随時募集対応とすることで事実上1か月で実施。

②事前評価の充実

〔 実質的な審査の前倒し 〕

- 事前評価を充実させる。

③優先審査

〔 12か月 → 6か月 〕

- 総審査期間の目標を、6か月に。
※②事前評価による審査の前倒し

④審査パートナー制度

〔 PMDA版コンシェルジュ 〕

- 専任の担当部長級職員をコンシェルジュとして指定。節目ごとに進捗確認等を行い、必要な部署との連絡調整を行うことにより、円滑な開発を促進する。

⑤製造販売後の安全対策充実

〔 再審査期間の延長 〕

- 法律に基づき、再審査期間を延長し、最長10年までの範囲内で設定する。

先駆的医薬品等及び先駆け審査指定品目 承認状況

承認状況(品目数)

	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	合計
医薬品	2	2	4	4	1	13
再生医療 等製品	0	1	1	0	1	3
医療機器・ 体外診断 用医薬品	1	1	2	0	0	4

令和3年度に承認された医薬品

指定日	販売名(一般名)	製造販売承認を 受けた者	製造販売承認を受けた 効能又は効果	(申請日) 承認日
H29.4.21	ゼンフォザイム点滴静注用 20mg(オリプダーゼ アルファ (遺伝子組換え))	サノフィ株式会社	酸性スフィンゴミエリナーゼ欠損症	(R3.9.30) R4.3.28

令和3年度に承認された再生医療等製品

指定日	販売名	製造販売承認 を受けた者	製造販売承認を受けた 効能、効果又は性能	(申請日) 承認日	備考
H28.2.10	デリタクト注	第一三共 株式会社	悪性神経膠腫	(R2.12.28) R3.6.11	条件及び期 限付き承認

先駆的医薬品指定制度承認品目

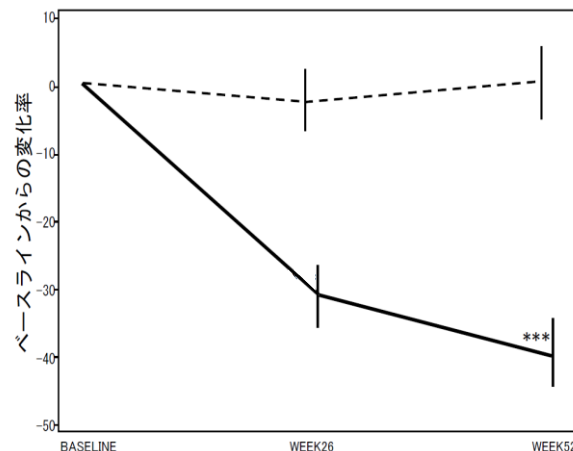
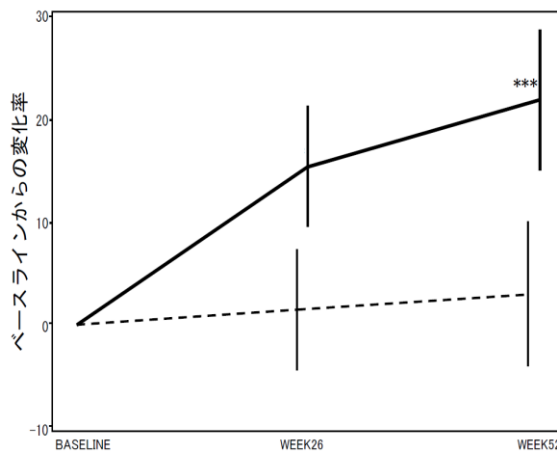
医薬品の名称 (申請者)	品目の概要	効能・効果
ゼンフォザイム点滴静注用20 mg 一般名:オリプダーゼ アルファ (遺伝子組換え) (サノフィ株式会社)	酸性スフィンゴミエリナーゼ欠損症(ASMD)は、酸性スフィンゴミエリナーゼ(ASM)をコードする遺伝子の変異によりASM活性が低下し、脾臓、肝臓、肺等のリソソーム内にスフィンゴミエリンが蓄積する常染色体劣性遺伝性疾患である。本疾患は、浸潤性肺疾患、肝脾腫大、汎血球減少症、心疾患、網膜症、成長遅延等の重篤な合併が発現する可能性があるものの、その治療薬は国内外のいずれでも承認されていない。本薬は、遺伝子組換えヒト酸性スフィンゴミエリナーゼであり、ASMDに対する酵素補充を目的とした薬剤である。	酸性スフィンゴミエリナーゼ欠損症

<先駆け審査指定制度に係る経過>

- ・平成 29 年 4 月、先駆け審査品目(医薬品)に指定。
- ・令和 3 年 9 月、先駆け総合評価相談を経て承認申請。
- ・令和 4 年 3 月、新有効成分含有医薬品として承認。

<作用機序>

オリプダーゼ アルファ(遺伝子組換え)は、スフィンゴミエリンをセラミドとホスホコリンに分解し、脾臓、肝臓等のリソソームに蓄積するスフィンゴミエリンを減少させる。



***p<0.001

--- プラセボ — 本剤
最小二乗平均±標準誤差

図 国際共同第II/III相試験における主要評価項目(左:一酸化炭素肺拡散能の予測正常値に対する割合(予測%DLco)、右:脾容積)のベースラインから投与52週時までの変化率の推移(サノフィ株式会社提供)

先駆的再生医療等製品指定制度承認品目

再生医療等製品の名称 (申請者)	品目の概要	効能・効果
デリタクト注 一般名: テセルパツレブ (第一三共株式会社)	本品は、腫瘍細胞における選択的な複製及び抗腫瘍免疫作用の向上を目的として、正常細胞での複製に必要な $\alpha 47$ 遺伝子及び $\gamma 34.5$ 遺伝子を欠失し、ICP6遺伝子は大腸菌由来 lacZ 遺伝子の挿入により不活化した遺伝子組換え単純ヘルペスウイルス1型である。 本品は腫瘍細胞で増殖し、腫瘍組織に対し殺細胞効果を示す。	悪性神経膠腫

< 先駆け審査指定制度に係る経過 >

- ・平成28年2月、先駆け審査品目（再生医療等製品）に指定。
- ・令和2年12月、先駆け総合評価相談を経て承認申請。
- ・令和3年6月、再生医療等製品として条件及び期限付きで承認。

表1 国内第Ⅱ相試験の成績①

(本品の初回投与から1年生存割合の中間解析結果)

例数	13
死亡数(%)	1(7.7)
1年生存割合[95%CI*]	92.3[64.0, 99.8]

*: F分布に基づく正確な信頼区間

表2 国内第Ⅱ相試験の成績②

(腫瘍縮小効果の追加解析時の結果)

最良総合効果	例数(%)
	19例*1
CR	0
PR	1(5.3)*2
SD	18(94.7)*2
PD	0
奏効(CR+PR)	1(5.3)

*1: FAS *2: 機構によるMRI画像評価では、PRとされた1例は FLAIR画像で高信号域の拡大が認められたことから、PRと評価することは困難であった。また、SDとされた症例のうち一部（4例程度）で、本品投与期間中の長期にわたりSDの持続が確認された。

表: デリタクト注の審査報告書を踏まえて作成。

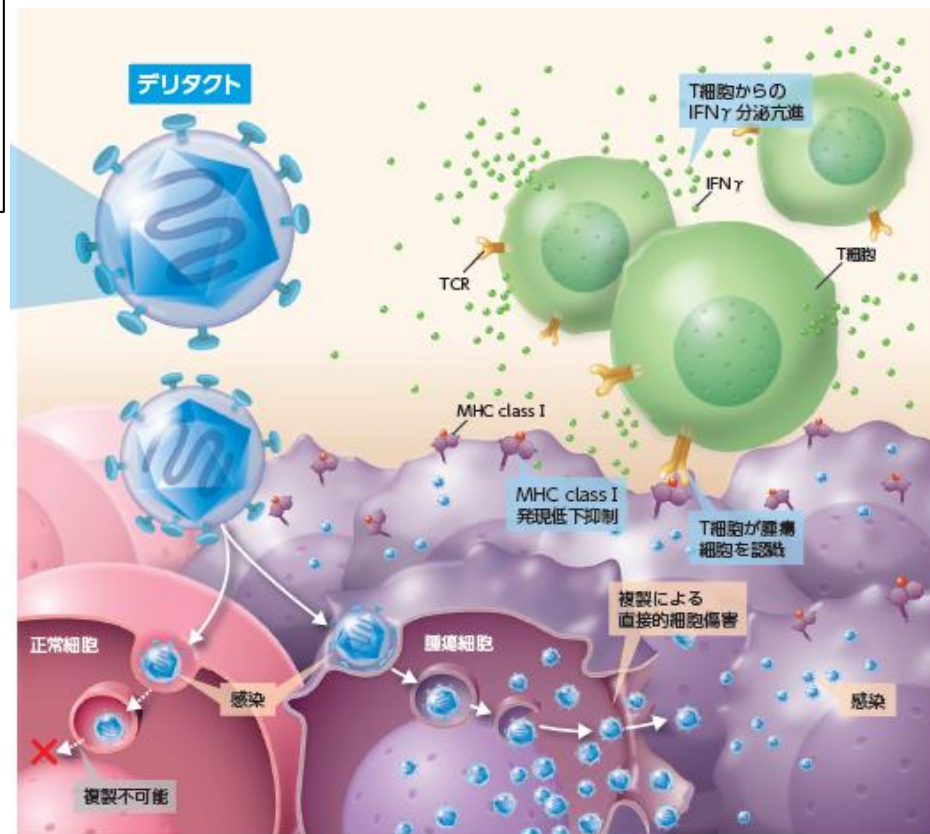


図 デリタクトとその作用機序
(第一三共株式会社から提供)

新型コロナウイルス感染症対策に関する取組

○ 新型コロナウイルス関連品目の承認品目数

内訳	承認品目数
治療薬	7 件（6 件）
ワクチン	4 件（3 件）
医療機器	2 5 件（7 件）
体外診断用医薬品	1 0 0 件（4 7 件）

※令和4年3月末日現在。

※令和2年3月以降にPMDAが審査を行い厚生労働省が承認した関連製品。

※（ ）は令和3年度承認品目数。

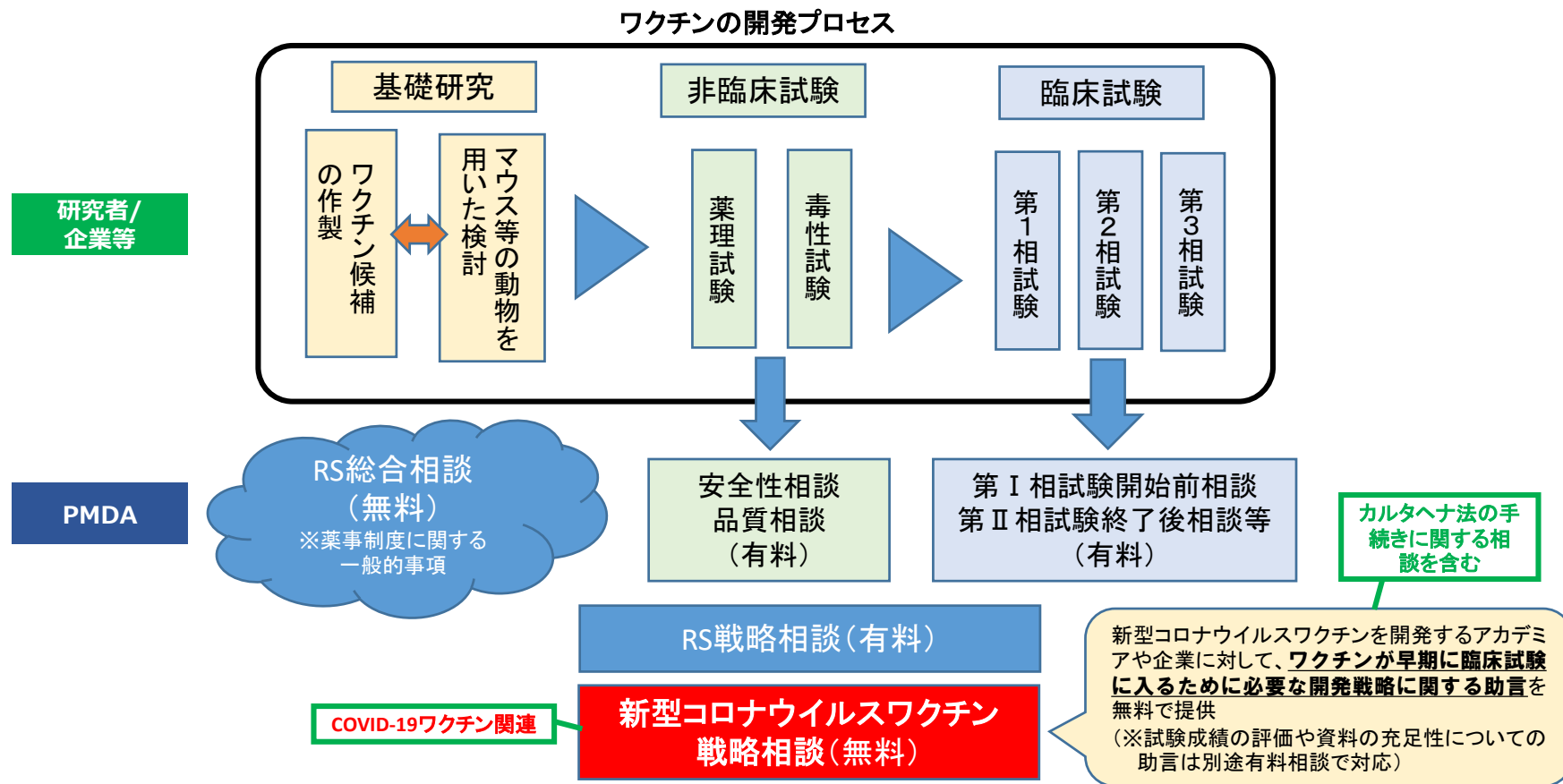
（URL）

<https://www.pmda.go.jp/about-pmda/news-release/0012.html#2>

新型コロナウイルスワクチン戦略相談

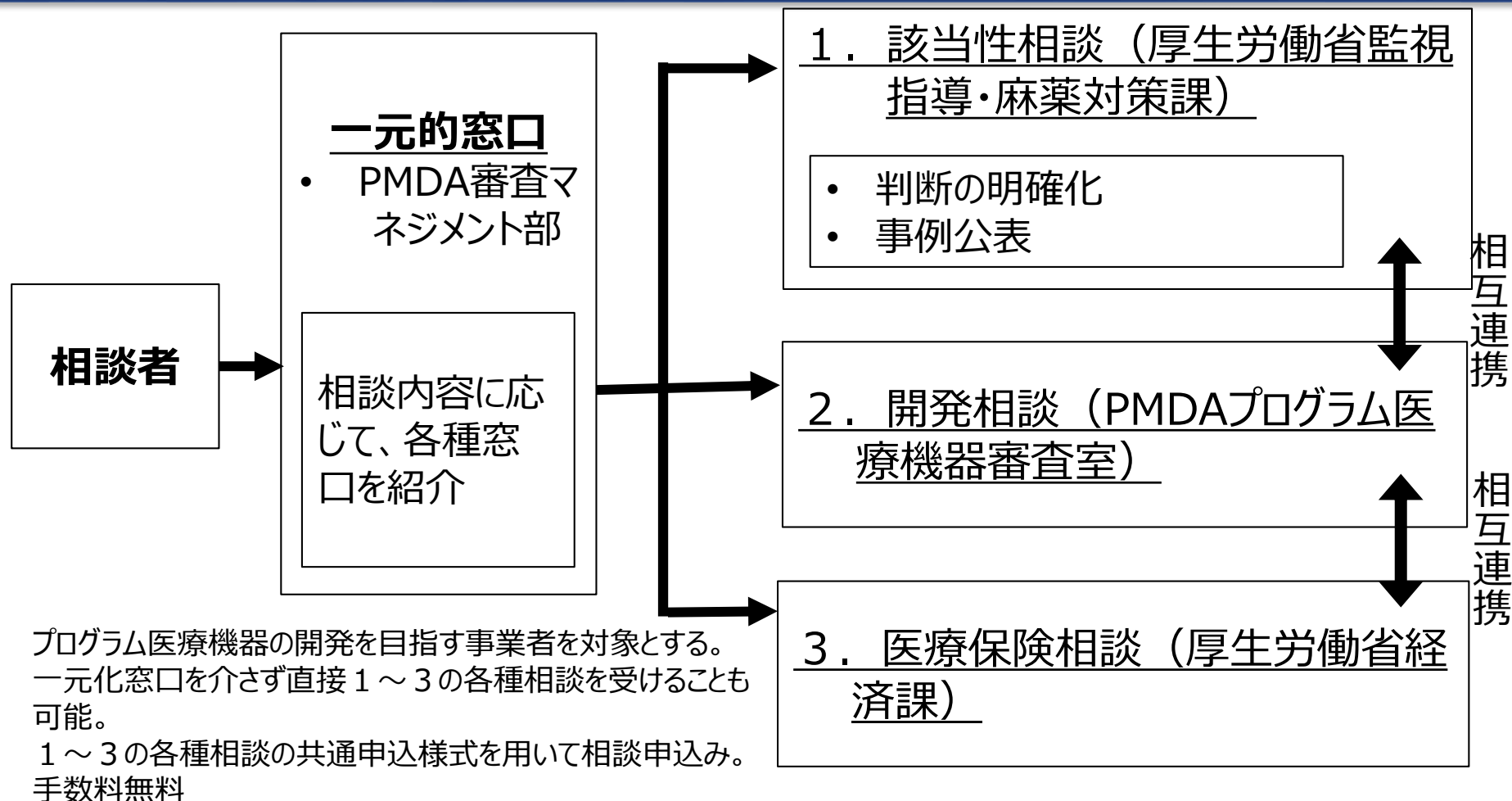
概要：新型コロナウイルスワクチンが早期に臨床試験に入るために、必要な試験・治験計画策定や、開発計画等に関する助言を無料で実施するもの（令和2年10月1日新設）

対象：新型コロナウイルスワクチンの開発を行う又は検討している大学・研究機関、又は企業



	令和2年度 (10月1日～)	令和3年度 (3月末まで)	合計
新型コロナウイルスワクチン相談実施件数	112	186	298

DASH for SaMD（プログラム医療機器実用化促進パッケージ戦略） 相談窓口の一元化



受付件数 ※1申込み当り、複数の相談を受けることも可能

全体	1. 該当性相談	2. 開発相談	3. 医療保険相談
238件	175件	110件	43件

※2021年4月～2022年3月末までのデータ



MHLW-PMDAで連携した医療機器基準の 国際標準化に向けた取り組み

1. 日本の考え方を反映した国際標準の作成を推進

主な活動

- ① ホリゾンタル分野(電気安全、生物安全等)、ソフトウェア、**サイバーセキュリティ**、**リスクマネジメント**などを含む医療機器関連領域の**ISO/IEC国際会議等の議論への積極的な参画**
- ② ISO/IEC国内審議団体の連絡会を通じた**技術委員会(TC)間の横断的な連携強化(H27～)**
- ③ 研究者等の国際標準に関する国際会議への参加を支援する「**アカデミア派遣事業**」を展開(H27～)→アカデミア派遣に代わるものとして、**エキスパート意見交換会を実施(R3～)**

2. 国際標準化推進のための各国規制当局との連携

主な活動

- ① ASEAN地域の規制基盤の強化及び規制当局との連携強化を目的に、ASEAN医療機器委員会(AMDC)とともに、**日本の医療機器規格基準に関するワークショップ(WS)を展開(H29～)**
- ② IMDRF文書に基づく各国規制当局との連携強化

3. 日本の制度・基準等情報の英語発信の拡充

主な活動

国際的な調和をさらに推進するため、**英訳した基準等の情報をHPより発信及び継続的な拡充**

● 約20領域の会議に参画(**140回**)し、**日本提案6件の国際規格の発行を支援** [～R4/3月末]。

● **国際規格審議団体分科会**(旧 国内審議団体連絡会)を通じて、TC間相互の連携強化を推進。

● **歯科、積層造形、医療情報の3領域**にアカデミアを派遣。**生物学的安全性領域でエキスパート意見交換会、事前打合せの実施。**

ASEAN地域への貢献と仲間づくり

産学官連携の推進

● **ASEANに加盟する10カ国全てを対象に実施。**今までの規格基準WSにおける要望を基準課HP(英語版)へ反映、新たな要望の聴取を実施。

● **インドネシア、デンマーク、英国の規制当局者と打ち合わせを実施。**

● IMDRF参加の諸外国と連携し、規制目的で使用するISO/IEC規格等の国際調和を推進

R2年度、承認基準44件、審査GL、法第42条基準を新たに公開

国際標準化の推進

● これまでに**認証基準等約1,000件**、及びその関連情報等(**4,400件超のJMDN定義等**)を英訳しPMDAのHPに公開、今後も拡充。

※1 革新的医療機器等国際標準獲得推進事業費補助金(旧 医療機器国際標準化戦略推進事業費補助金)
…医療機器の国際標準化を推進する上で必要な人員を確保及び配置し、規格審議国際会議や関連シンポジウムなどに参加する。

- 我が国における医療機器の第三者認証制度及びISO/IEC等の国際規格を活用した認証基準等の考え方を世界各国に発信するため、**基準等の英文情報の拡充を推進**

医療機器基準等情報提供ホームページ
URL: <https://www.std.pmda.go.jp/stdDB/index.html>

掲載情報(2022年4月1日現在)

日本語版サイト

英語版サイト

基準等

法第42条基準(8基準)

全て発信

全て発信

認証基準(945基準)

全て発信

全て発信

承認基準(44基準)

全て発信

全て発信

審査GL(9件)

全て発信

全て発信

一般的名称
(JMDN)

JMDN、定義(4412件)

全て発信

全て発信(4406件)
※ ~2021年10月分

その他(通知、規格などの情報)

基準関連情報を
発信

一部情報を発信

体外診断用医薬
品に係る情報も公
開中

体外診断用医薬品に係る英
語版情報サイトも新設
(一般的名称約950件)
公開開始(2022.3)



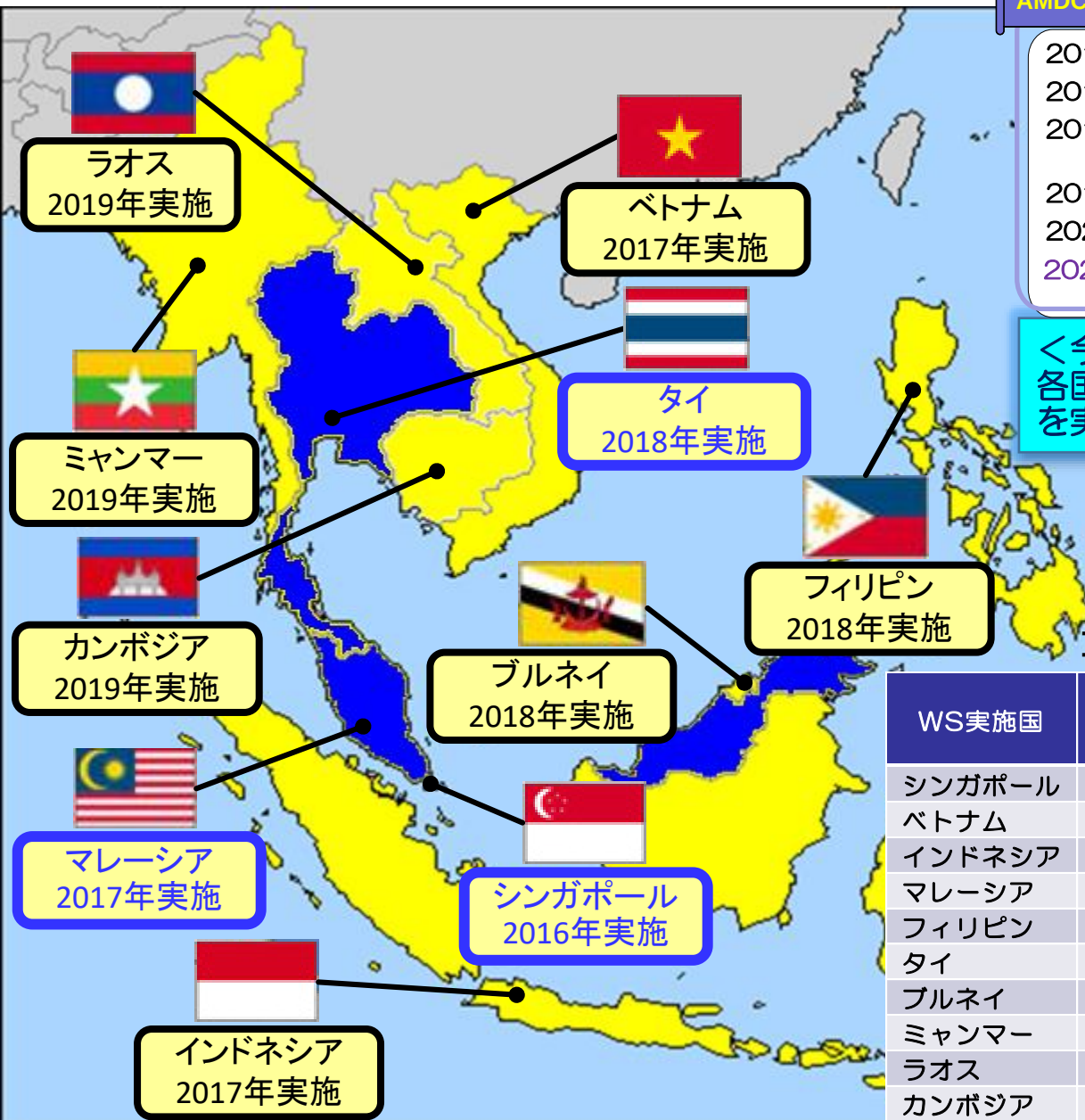
AMDC (ASEAN Medical Device Committee) -PMDA 医療機器規格基準Workshop

AMDC 会議

2016年 ブルネイ→Workshopの実施を提案
 2017年 インドネシア→2017年Workshopの報告
 2018年 シンガポール→2018年計画の提案
 タイ→2018年Workshopの報告
 2019年 フィリピン→2019年以降の計画を提案
 2020年 Web会議→Workshopの総括報告等
 2021年 Web会議→Workshopにおける要望への対応状況を報告

<今後の展開>

各国のニーズに応じた新規プロジェクトを実施予定



国の色	Work Shop	参照国制度対象
青	実施	○
黄	実施	—

・人口：IMF - World Economic Outlook Databases (2021年10月版)
 ・名目GDP：IMF - World Economic Outlook Databases (2021年10月版)

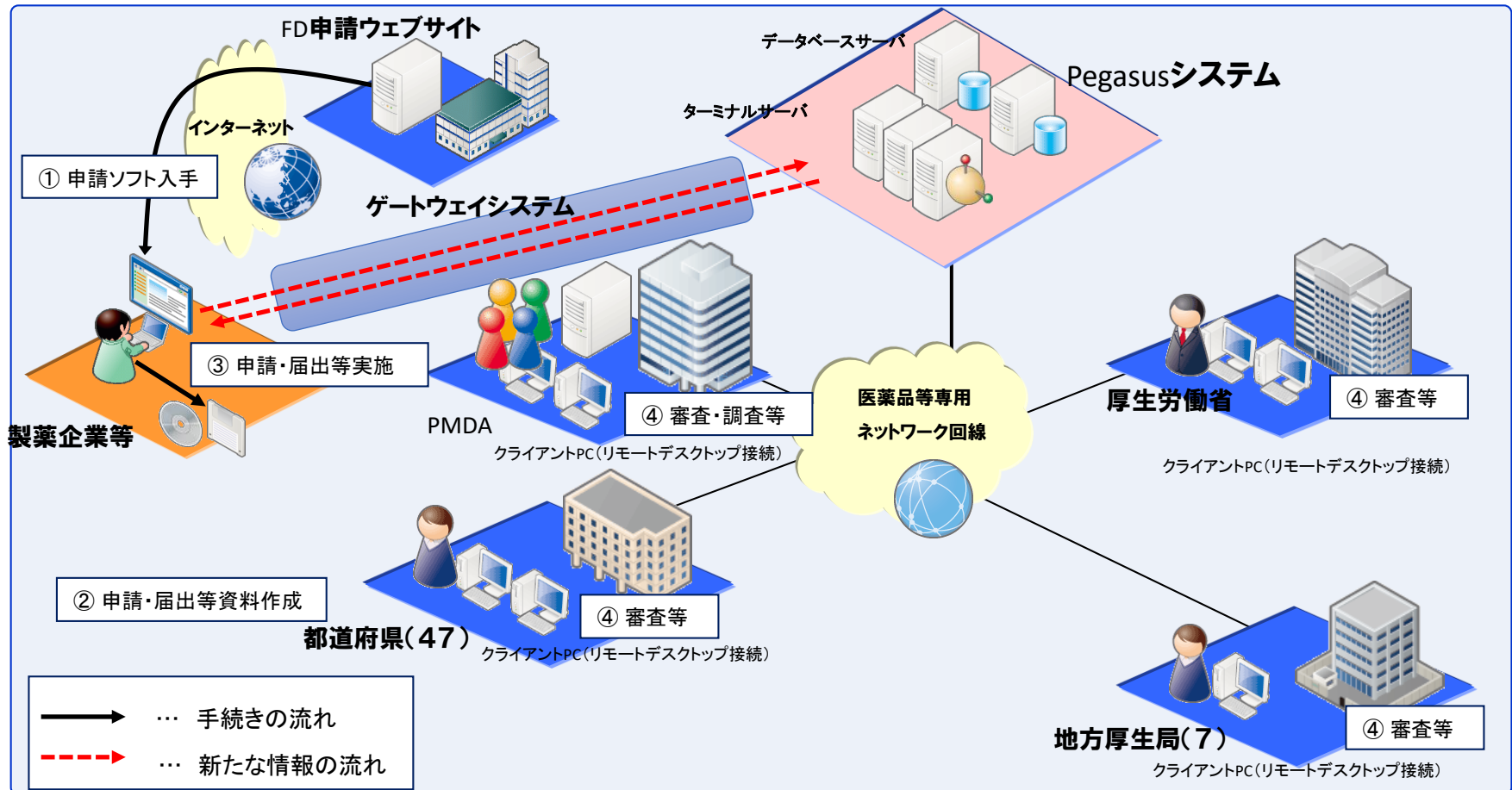
WS実施国	日時	参加者 (人)	人口 2020年 (万人)	名目GDP 2020年 (US億ドル)	参照国 対象
シンガポール	2016/2	25	569	3,399	○
ベトナム	2017/8	22	9,741	3,431	
インドネシア	2017/9	55	27,020	10,596	
マレーシア	2017/9	60	3,294	3,370	○
フィリピン	2018/7	43	10,880	3,615	
タイ	2018/8	45	6,980	5,017	○
ブルネイ	2018/8	2	46	12	
ミャンマー	2019/1	30	5,320	813	
ラオス	2019/11	20	728	188	
カンボジア	2019/12	20	1,568	252	

申請・届出等のオンラインシステム業務フロー

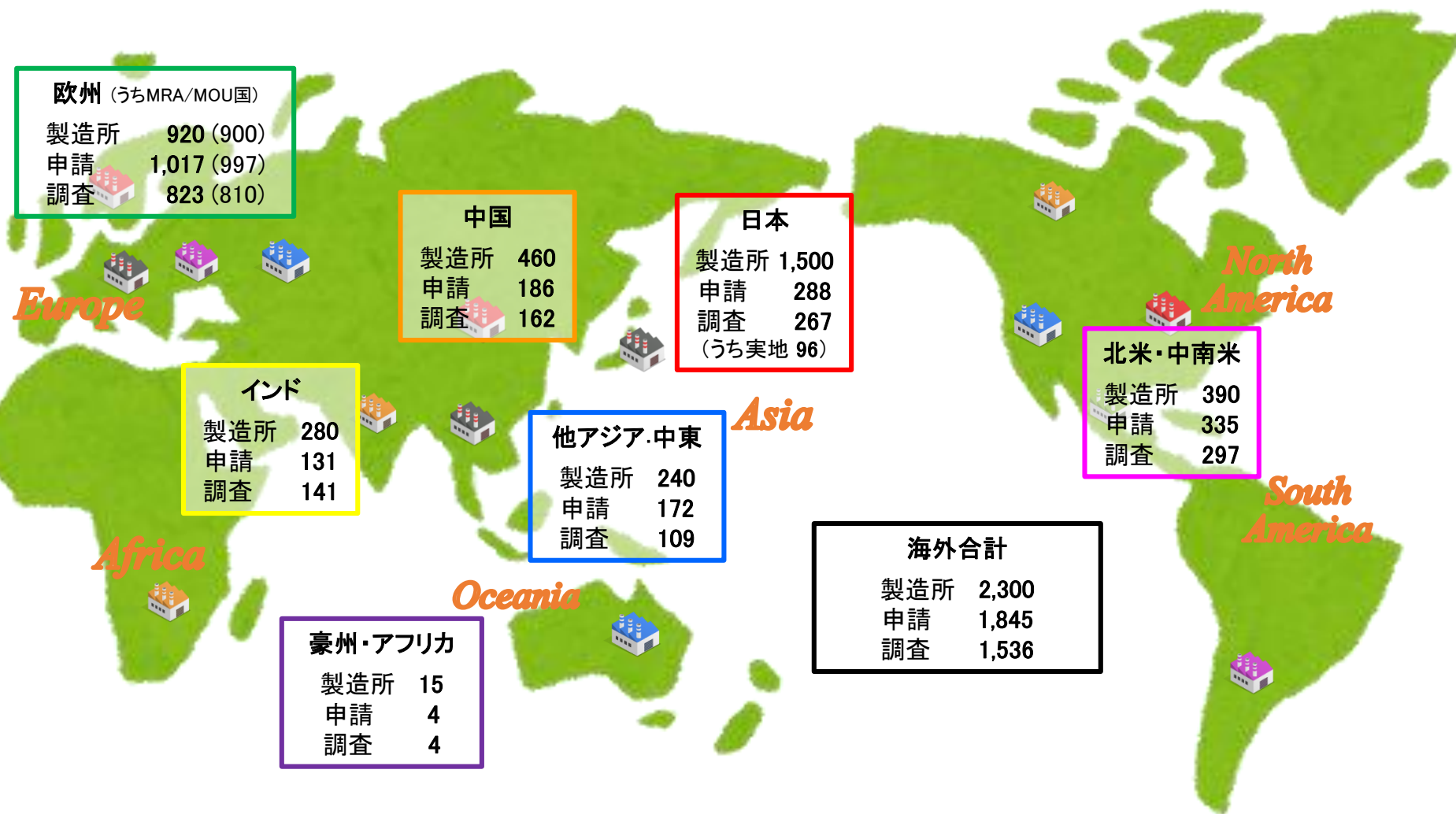
- ①事業者が申請ソフトをダウンロードする
- ②申請・届出等資料を作成
- ③ゲートウェイシステムを利用しオンラインで申請・届出情報をPegasusシステムへ送信実施(「申請書情報(XMLファイル)」と添付資料(PDF)」を提出する)
- ④各窓口にてPegasusシステムに送信された情報を閲覧し審査・調査を実施
- ⑤Pegasusシステムから業許可、承認審査の結果を事業者宛に連絡(システムの操作は各窓口にて実施)し、窓口から業許可書、承認書を交付(紙媒体)

紙資料による
申請・届出も
引き続き可能

オンライン受付は
届出: 令和3年度7月開始
申請: 令和4年度中開始予定



世界の医薬品製造所数とGMP調査実績 《2021年度》



※ 申請数と調査数は、それぞれ2021年度の実績で集計。
標準的事務処理期間(約半年)の関係で、調査数は、申請数の内数とはならない。

PMDAホームページにGMP指摘事例速報を掲載

■ PMDA医薬品品質管理部

No. 1 2022年 4月

Pmda GMP指摘事例速報

< ORANGE* Letter >

(独) 医薬品医療機器総合機構

* Observed Regulatory Attention / Notification of GMP Elements

医薬品の原料が適正であることの確認の重要性について

《関連するGMP省令**条項：第十条第五号》

** GMP省令：医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令
(平成16年12月24日 厚生労働省令第179号)

指摘事例

原料の受入時に供給元の確認を適切に行わなかった事例

<背景>

- ◆ GMP省令では、原料について、ロットごとに適正である旨を確認し、その結果に関する記録を作成することを要求。
- ◆ 当該製造所の手順では、原料の受入時に、容器に貼付されたラベルにより、供給元のメーカー名を確認し、その記録を残すことを規定。

<確認された事例>

- ◆ 原料Aの容器に貼付されたラベルには、メーカー名が未記載。しかし、受入記録では、容器に貼付されたラベルにより、メーカー名を確認したように記録。
- ◆ 実際には、受入担当者は容器に貼付されたラベルを直接確認せず、原料Aの試験成績書により、メーカー名を確認。

<問題点・リスク>

- ◆ 容器に貼付されたラベルの確認を怠った場合、本来入荷すべき原料と異なる原料が入荷されたとしても、検知できないリスクが存在。
- ◆ 本来入荷すべき原料と異なる原料を使用した場合、当該原料を使用した製品の品質に、重大な影響を及ぼす危険性存在。

(国内/原薬製造所)

Check Point



- 手順どおりにラベルの確認、記録を行っているか(行っていない場合、原因調査、適切な改善、影響評価が必要)
- 作業者は、自らがやっている業務の意味(ラベルの確認を徹底する意味)を理解しているか
- 製造所全体に、手順を遵守する意識(コンプライアンス)が浸透しているか

あなたの、その一つの“カクニン”が、品質を創る！！

- ✓ 近年、原料の取り違いにより、経口抗真菌剤に睡眠導入剤が混入し、服用した患者が死亡する事案が発生。
- ✓ 原料の取り違いのリスク低減のため、原料の受入～製造工程での仕込みまでの間、複数部署によるラベルの確認等を経ることが必要。一方、ラベルの表示内容や入荷した原料がそもそも適正でなければ、こうしたリスク低減策はその意義を喪失。
- ✓ 従って、原料の受入時に、ラベルの表示内容を徹底して確認することは極めて重要であり、原料の取り違い防止のための基本中の基本！



■ PMDA医薬品品質管理部

No. 2 2022年 5月

Pmda GMP指摘事例速報

< ORANGE* Letter >

(独) 医薬品医療機器総合機構

* Observed Regulatory Attention / Notification of GMP Elements

薬理作用・毒性が不明な物品を取り扱うリスクについて

《関連するGMP省令**条項：第九条第二項》

** GMP省令：医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令
(平成16年12月24日 厚生労働省令第179号)

指摘事例

医薬品を製造する作業室で、薬理作用・毒性が不明な治験薬を製造していた事例

<背景>

- ◆ GMP省令では、医薬品を取り扱う作業室で、GMP省令が「適用されない」物品の製造作業を、原則禁止。
- ◆ 例外として、①科学的データ(薬理学的・毒性学的評価)に基づく残留管理のための限度値の設定、②交叉汚染を防止する適切な措置(検証された工程又は清浄化の実施等)がとられている場合に限り、作業室の共用を認めることを規定。
- ◆ 当該製造所は受託製造メーカーであり、医薬品を製造する作業室内の同一設備で、製造委託を受けた治験薬(GMP省令適用外)も製造。

<確認された事例>

- ◆ 委託元から製造委託を受けた治験薬が、どのような薬理作用・毒性を有する物品であるか、情報を未入手。
- ◆ 科学的データに基づく残留管理のための限度値を未設定。

<問題点・リスク>

- ◆ 作業室や設備を共用する物品の毒性等が不明である場合、残留管理のための適切な限度値が設定されず、交叉汚染を防止する適切な措置がとられていないリスクが存在。
- ◆ 共用する物品により医薬品が汚染され、物品の毒性等によっては、その医薬品を服用する患者さんへの健康被害が発生する危険性存在。

(国内/原薬製造所)

Check Point



- 新たに製品の製造を開始する場合、取り扱う物品がどのようなものであるかの情報を入手しているか
- 適切な交叉汚染防止の対策を実施しているか(洗浄方法、除去方法等の確立)
- 製造所として、作業室等を共用している物品の“モノの特性を理解”し、“十分に取り除ける”対応ができているか

“管理できていないリスクは、最終的に医薬品を服用する患者さんが負う”ことを認識！！

- ✓ 受託製造であっても、自らの製造所から出荷する製品の有効性、安全性に対する責任を持つことが大切。
- ✓ 委託元からの情報不足に起因するリスクを患者さんに転嫁することは不可！
- ✓ 意図していない物品が、医薬品に混入しないような取り組みの徹底が重要。
- ✓ 特に、作業室や設備を他の物品と共用する際は、その物品の残留リスクが適切に管理できていることを科学的な根拠をもって説明できるかが重要。



品質管理教育を目的としたシンポジウム GMPラウンドテーブルの開催（年1～2回程度）

製造販売業者

製造業者

- ✓ 企業間の情報共有
- ✓ 日常業務における悩みを、その場でファシリテータ(PMDA職員/嘱託)と議論
- ✓ 解決策も考える。

PMDA



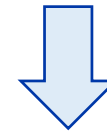
【PMDA】

- ◆ GMP省令の考え方の浸透をはかる。
- ◆ 企業が苦勞していることや、上手く機能していない事例等を収集。
- ◆ 収集した情報に基づき、問題を解決するための有用な対策（調査手法の改善）を継続的に実行。



気兼ねなく議論ができるよう、参加人数を調整

60人程度の参加者に対して、ファシリテータを6～7名程度派遣か？



【参加者】

- ◆ GMPラウンドテーブルで得られた情報を、所属企業に持ち帰ってPQSの適切な運用に応用する。

都道府県職員等に対するGMP調査に関する教育支援の提供

GMP管理体制強化等事業 支援メニュー

【1】 実地調査の支援

1. PMDA調査への参加

- ・ 県調査員がPMDA実地調査に参加

2. 合同調査の実施

- ・ 県、PMDA調査員が合同調査を実施

3. 都道府県調査へのPMDA調査員派遣

- ・ PMDA調査員が県の調査に参加

【2】 PMDAの 研修資料等の提供

1. GMP導入研修

- ・ 薬機法、GMP省令、PIC/S、調査概論等

2. GMP技術研修

- ・ 原薬、無菌、非無菌等

3. PMDA専門教育 (3～4回/年実施)

4. 教育マテリアル

- ・ 動画・音声付スライド・スライド
- ・ 調査方針の作成方法指摘事項の分類検討方法、ガイドライン解説等
- ・ 自習後、質問受付、Webにて回答

【3】 講習会等

1. BCRET

2. 製薬工場の設備見学

3. 外部講師による講義

4. 無菌操作施設の実技

5. 講習会

6. 国立保健医療科学院 研修(和光研修)

【4】 講師派遣・相談支援

1. 県・ブロック主催の講習会・模擬査察への講師派遣

2. 調査における疑義事項の相談窓口の設置

- ・ 調査等で認められた具体的事例の考察、県・PMDAの意見交換(ウェブ会議等)を通じて解決を図る
- ・ 調査で相談を受けた疑義事例共有・解説

主な安全性評価と安全対策措置（１）

● 新型コロナウイルス感染症関連医薬品の安全性評価と情報発信（１）

- 新型コロナワクチン副反応疑い報告に係る審議会は令和３年度は21回開催（平均約2.5週間に１回の頻度）。この頻度に間に合うように副反応疑い報告の受付体制を整備し、報告を受け付け、死亡・重篤症例については専門家による個別症例評価も実施した上で審議会資料として厚生労働省に提出。
- 海外での措置状況、国内外の研究報告等を適時に情報収集し、遅滞なく接種開始後の安全管理を実施し、全て適時に対応。
- 新型コロナワクチンに係る安全対策措置については、EU、米国等海外規制当局に遅れることなく対応。
- 個別症例評価にて医薬品と副作用の因果関係評価が困難な事例について、MID-NET®又はレセプト情報・特定健診等情報データベースにより、能動的な安全性情報の収集と薬剤疫学的解析による安全性評価を行い、安全対策措置の検討に活用。
 - 特にコロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）における心筋炎・心膜炎については、薬剤疫学的解析の結果を用いた検討により、添付文書改訂にまで至った。
- 令和３年度は新型コロナウイルス感染症蔓延下において、例えばwebを用いた面談を行う等製薬企業等への配慮も行いつつ、平常下と同様の安全対策業務体制を維持し、迅速かつ適切に安全性評価を行い対応。

主な安全性評価と安全対策措置（２）

● 新型コロナウイルス感染症関連医薬品の安全性評価と情報発信（２）

- 新型コロナウイルス感染症に特化したPMDAウェブサイトにて、特例承認されたレムデシビル、コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）、コロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター）等について、最新の副作用発現状況や添付文書の改訂内容を掲載
- 新型コロナウイルス感染症に対して適応外薬として使用される可能性のある既承認薬の安全対策に関する情報についても、製薬企業と協同し、迅速に医療機関向けに発信

● チアマゾールによる顆粒球減少と検査実施状況

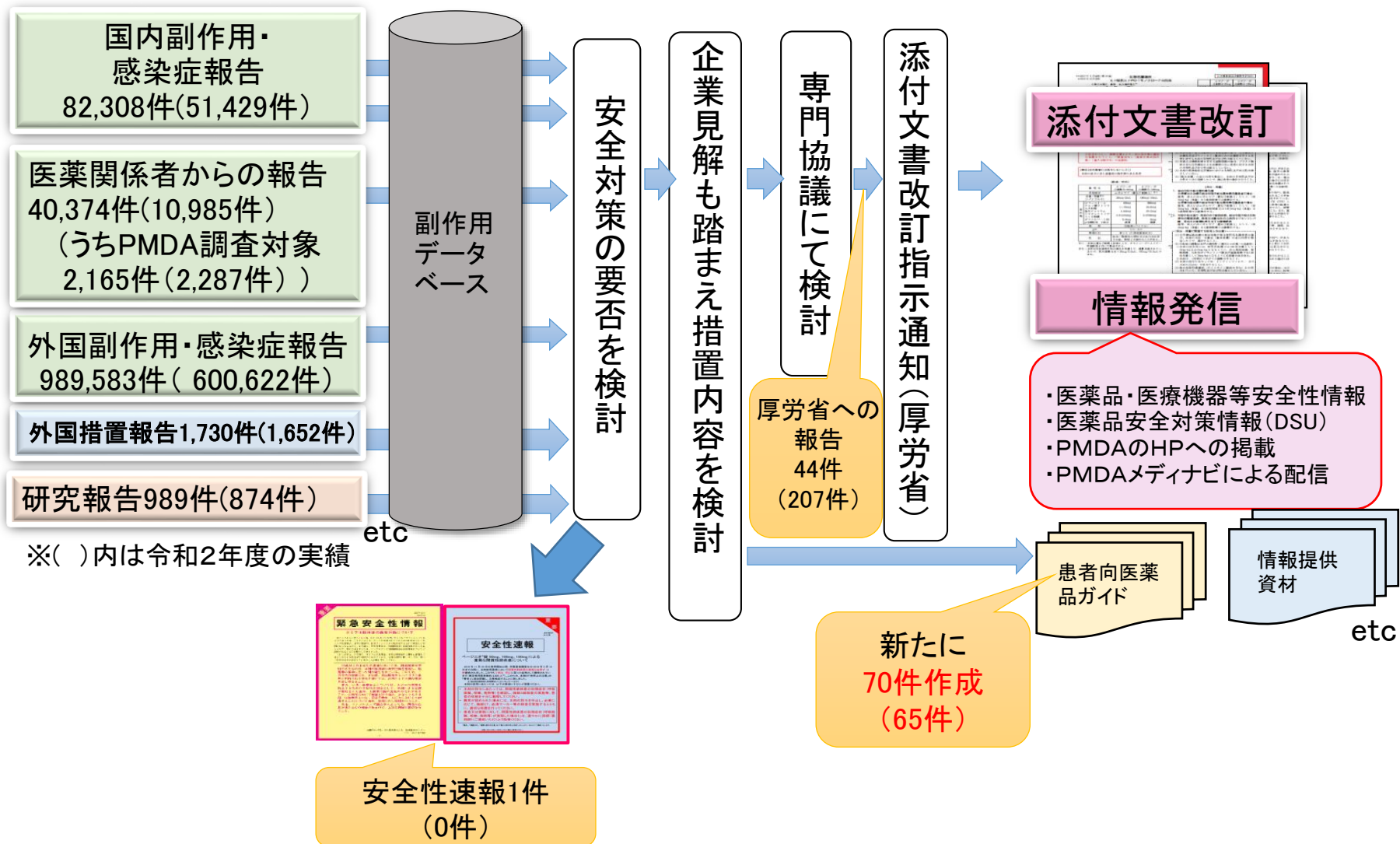
● メトホルミンの処方実態と累積処方量

● フルオロキノロン系抗菌薬による網膜剥離のシグナル検出

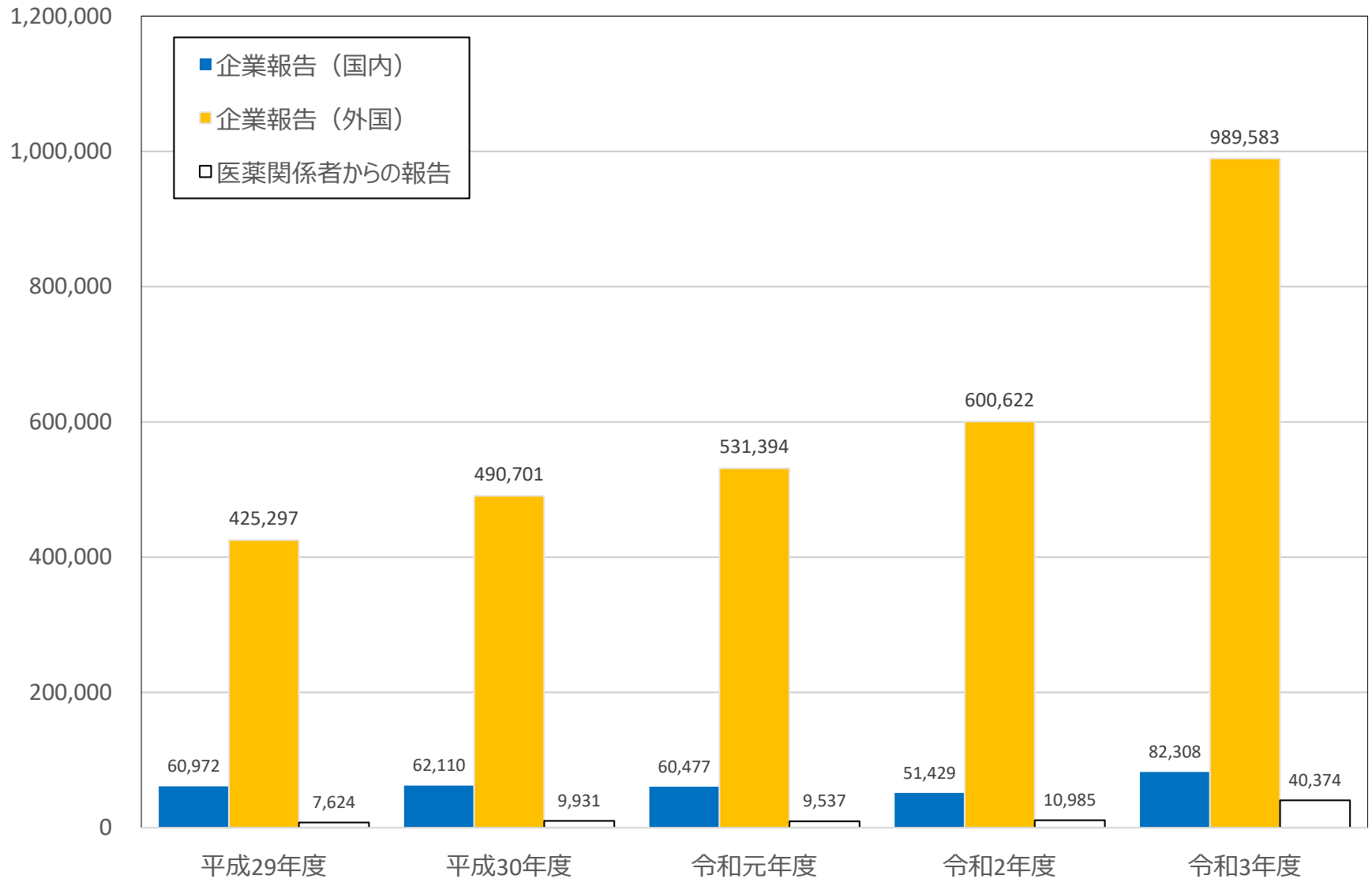
● コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）における心筋炎・心膜炎

- これらの安全性評価には、MID-NET®又はNDBを活用
- 国内外の副作用症例の集積状況だけでは医薬品と副作用の因果関係評価が困難な事例等について、薬剤疫学的な手法を活用して、安全性評価を行い、質の高い安全対策業務を実施

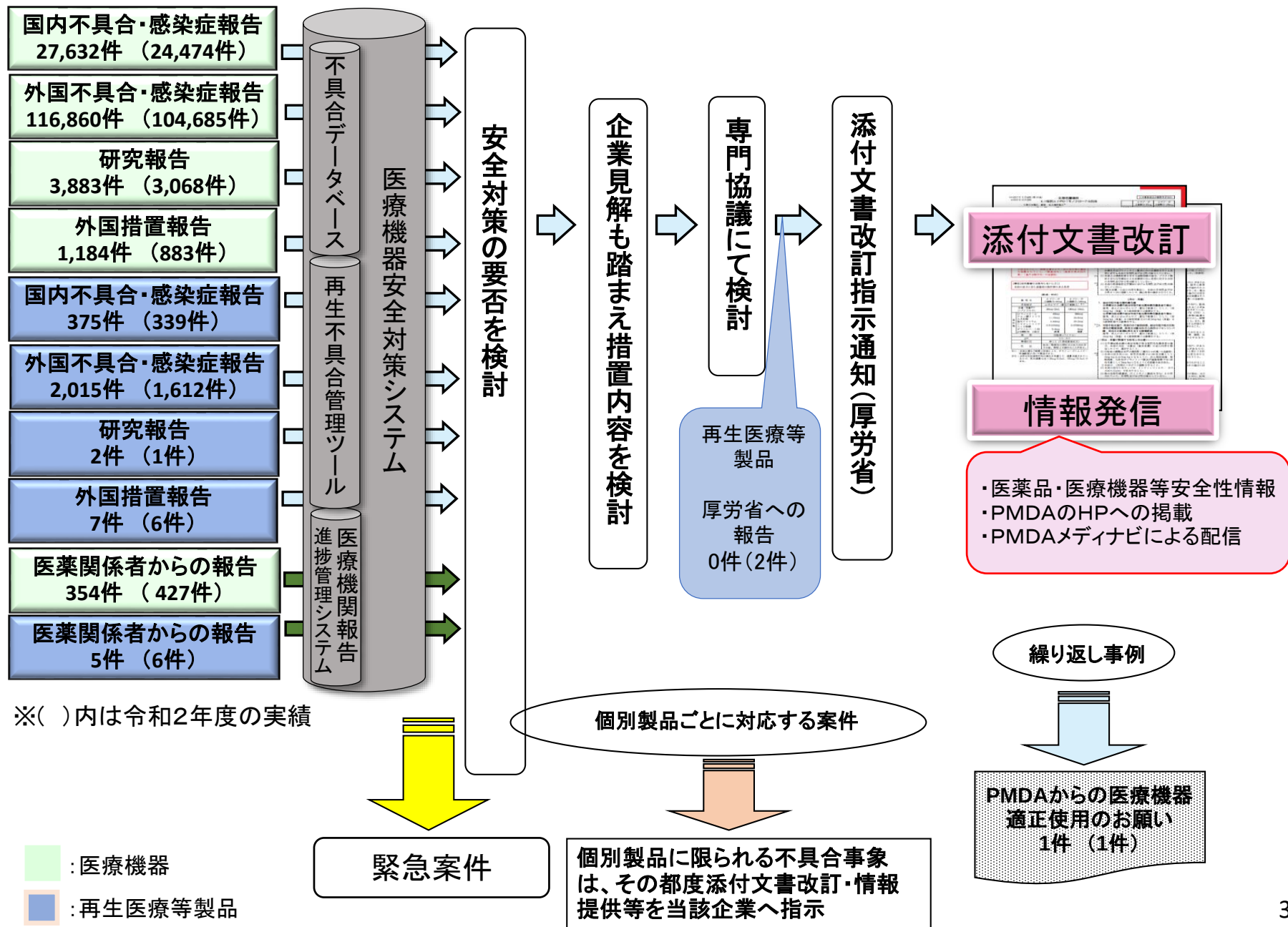
令和3年度 医薬品副作用報告等の評価・分析



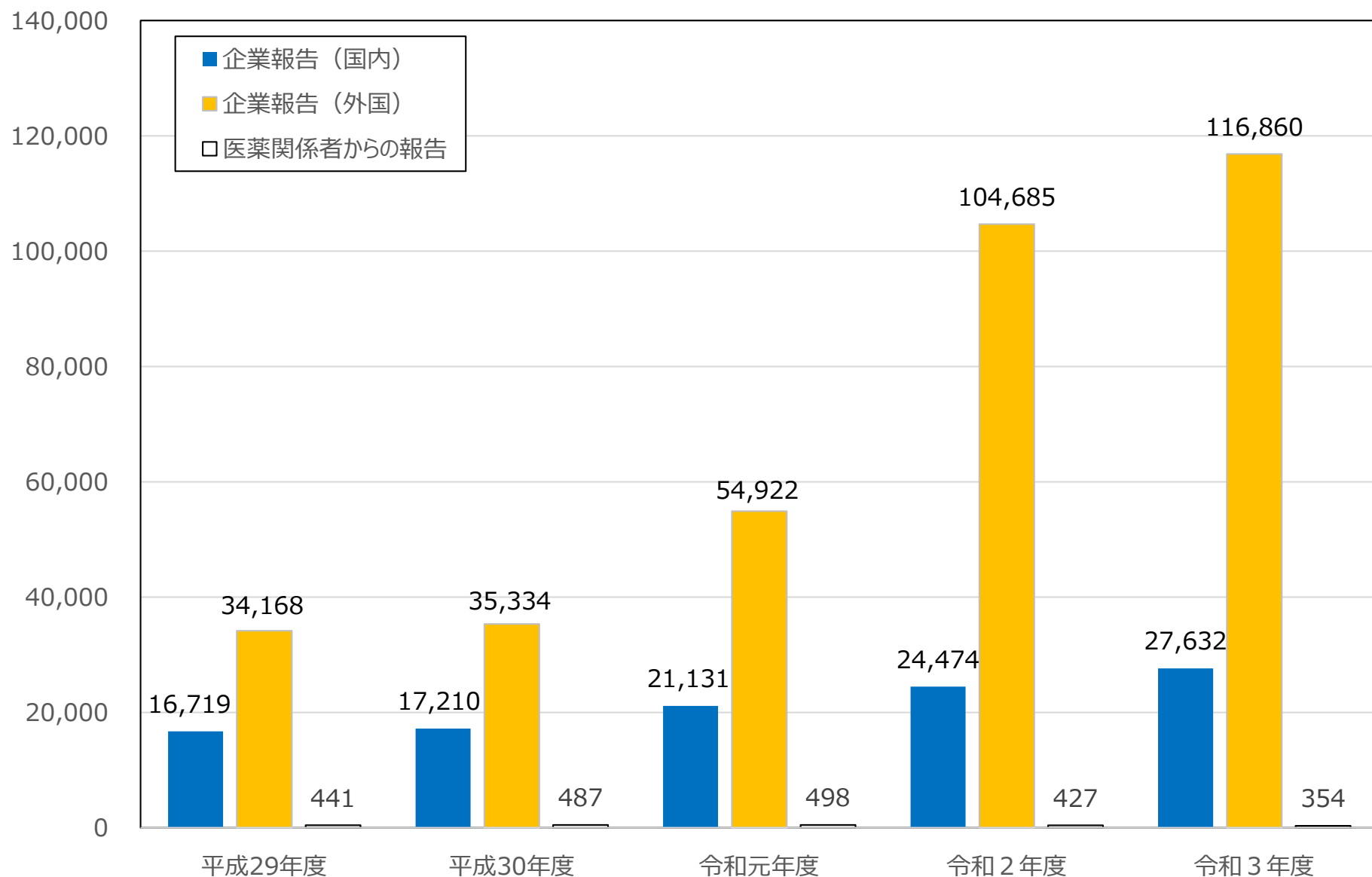
医薬品副作用・感染症報告数の年次推移



令和3年度 医療機器・再生医療等製品不具合報告等の評価・分析



医療機器不具合・感染症報告数の年次推移

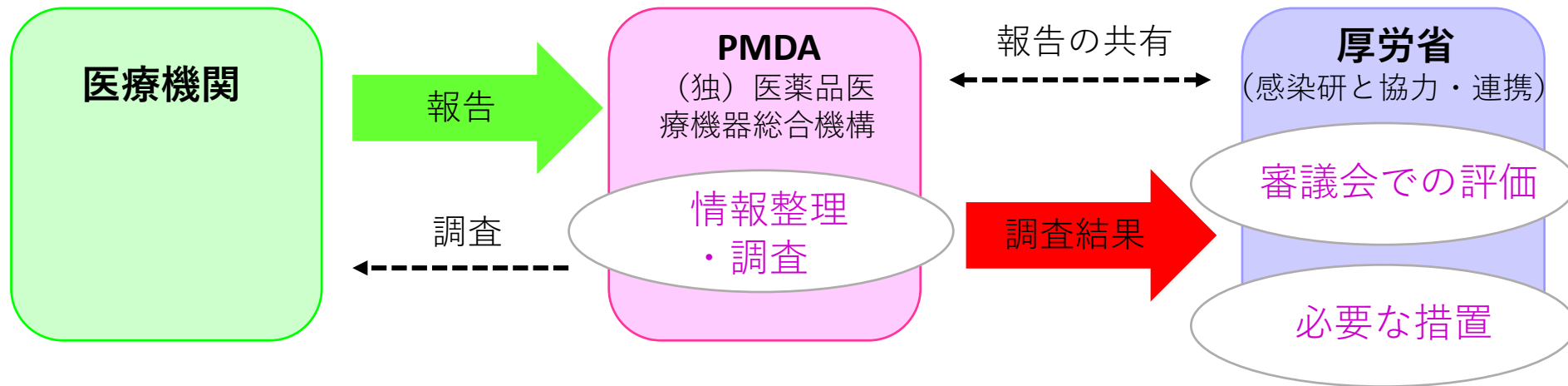


※件数にはコンビネーション医薬品の不具合症例にかかる報告は含まれない。

副反応疑い報告制度における報告と評価の流れ

- 予防接種法において、副反応疑い報告の仕組みが設けられており、国は、接種後に生じる副反応を疑う症状を収集するとともに、これらを厚生科学審議会に報告し、その意見を聴いて、予防接種の安全性に関する情報を提供するなど、接種の適正な実施のために必要な措置を講ずることとなっている。
- **新型コロナワクチンについては、**予防接種法上の接種（臨時接種）として実施されるため、**通常の定期接種と同様の流れで副反応の集計・評価**を行う。
接種開始後、**通常より高頻度で審議会を実施**するとともに、**必要があれば、緊急時にも開催**して評価を行う。

副反応疑い報告制度における報告と評価の流れ



※1 副反応疑い報告は、医薬品医療機器等法に基づく副反応報告としても取り扱われる。

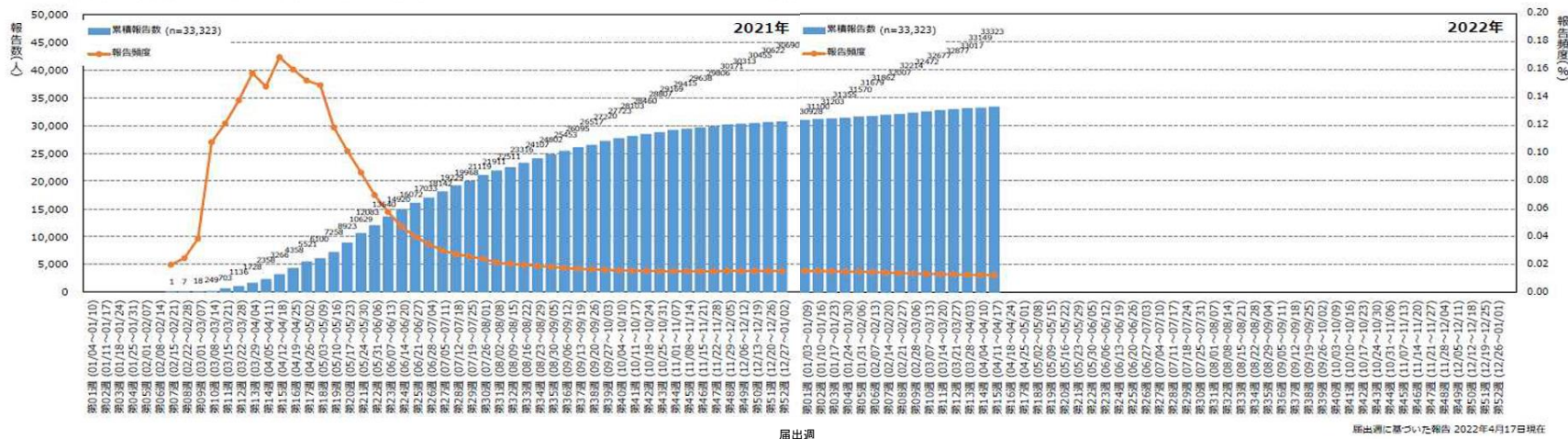
※2 上記に加え、市町村が被接種者又は保護者から健康被害に関して相談を受けた場合には、都道府県を通じて厚生労働省に報告するルートもある。

新型コロナワクチン副反応疑い報告件数

医療機関報告

週別累積報告数 (報告日: 2021年2月17日~2022年4月17日) (n=33,323)

医療機関報告



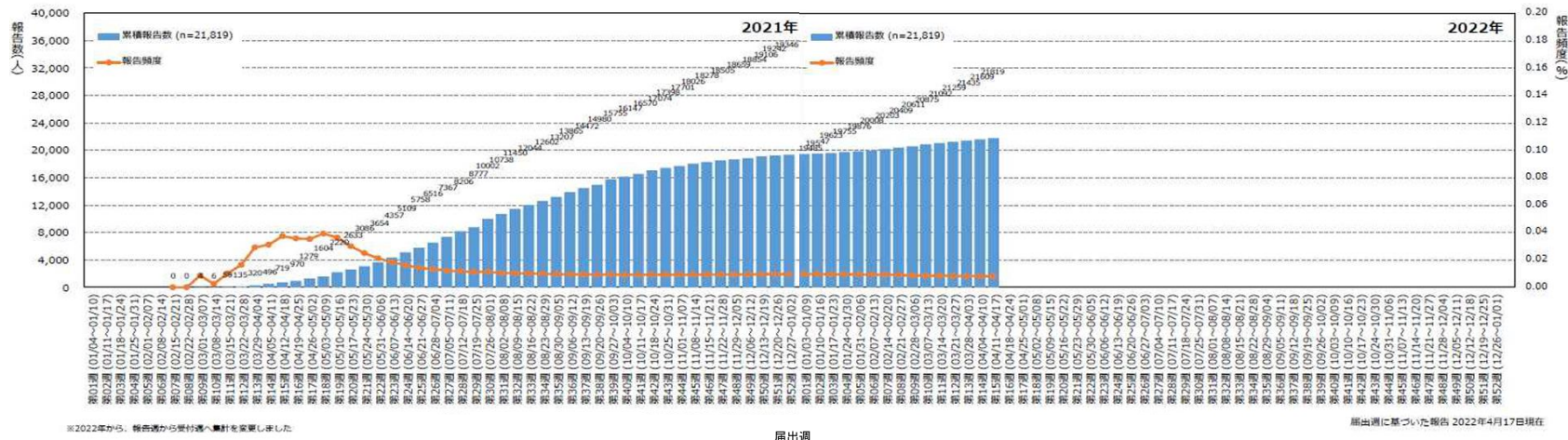
(2021年4月1日より電子報告を開始。)

2021年4月1日~2022年4月17日までの間の電子報告の割合は約13% [速報値]

企業報告

週別累積報告数 (受付日: 2021年2月17日~2022年4月17日) (n=21,819)

企業報告



(すべて電子報告)

電子報告システム（報告受付サイト）の導入、対象拡大

◆ 電子報告システム（報告受付サイト）での報告受付を開始

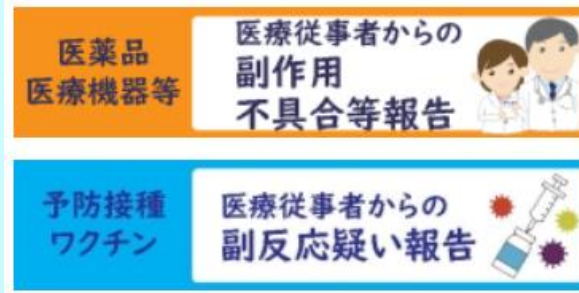
令和3年4月、医薬関係者からの『副反応疑い報告』『副作用等報告(医薬品)※』について、従来のFAXに加え、PMDAの専用サイト上での電子報告を可能とした。

※副作用等報告(医薬品)はFAXの他、電子メール、郵送による報告も可能。
また『不具合・副作用等報告(再生医療等製品、部外品・化粧品、医療機器)』についても 電子報告が可能となるようシステム改修を行った。(令和4年4月より運用開始)

PMDAのトップページ



専用バナーから 報告受付サイトへ



報告書作成から提出までWeb上で一連の操作完了

報告受付サイトURL

<https://www.pmda.go.jp/safety/reports/hcp/0002.html>

患者からの副作用報告の状況

1. 概要

- 厚生労働省の「薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会」報告書等を受け、平成24年3月より試行的に患者副作用報告のWebシステムによる受付を実施。
- 平成31年3月26日より、厚生労働省が作成する「患者からの医薬品副作用報告」実施要領に基づき、正式受付を開始。Webシステムでの受付に加え、郵送による報告の受付も実施。

2. 令和3年度の報告状況(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

- 報告数: 1955件
- 医薬品の延べ数: 1992品目
医療用医薬品1984品目、一般用・要指導医薬品8品目
- 報告者の内訳: 患者本人1874件、家族81件
- 全ての報告内容を確認し、フォローアップが必要な報告については調査も実施した上で、安全対策措置を検討する際の情報のひとつとして活用した。

3. 周知の取組み

- PMDAのWebサイトのトップページに患者副作用報告のバナーを掲載、広報用リーフレット・ポスター・広報誌掲載用資材を作成し、関係機関の協力をいただき配布
- 厚生労働省より各都道府県宛の協力依頼通知、政府広報(令和元年11月)、SNS(twitter、Facebook)による配信、医薬品・医療機器等安全性情報(No.363)掲載



添付文書改訂等の各種相談への対応件数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
医薬品※1					
市販後安全対策等の相談	818件	629件	623件	672件	717件
新記載要領改訂相談※2	—	863件	1,451件	1,184件	1,100件
医療機器※3	1,597件	2,741件	473件	599件	430件
医療安全※4	91件	114件	96件	76件	233件
再生医療等製品	1件	11件	4件	8件	12件

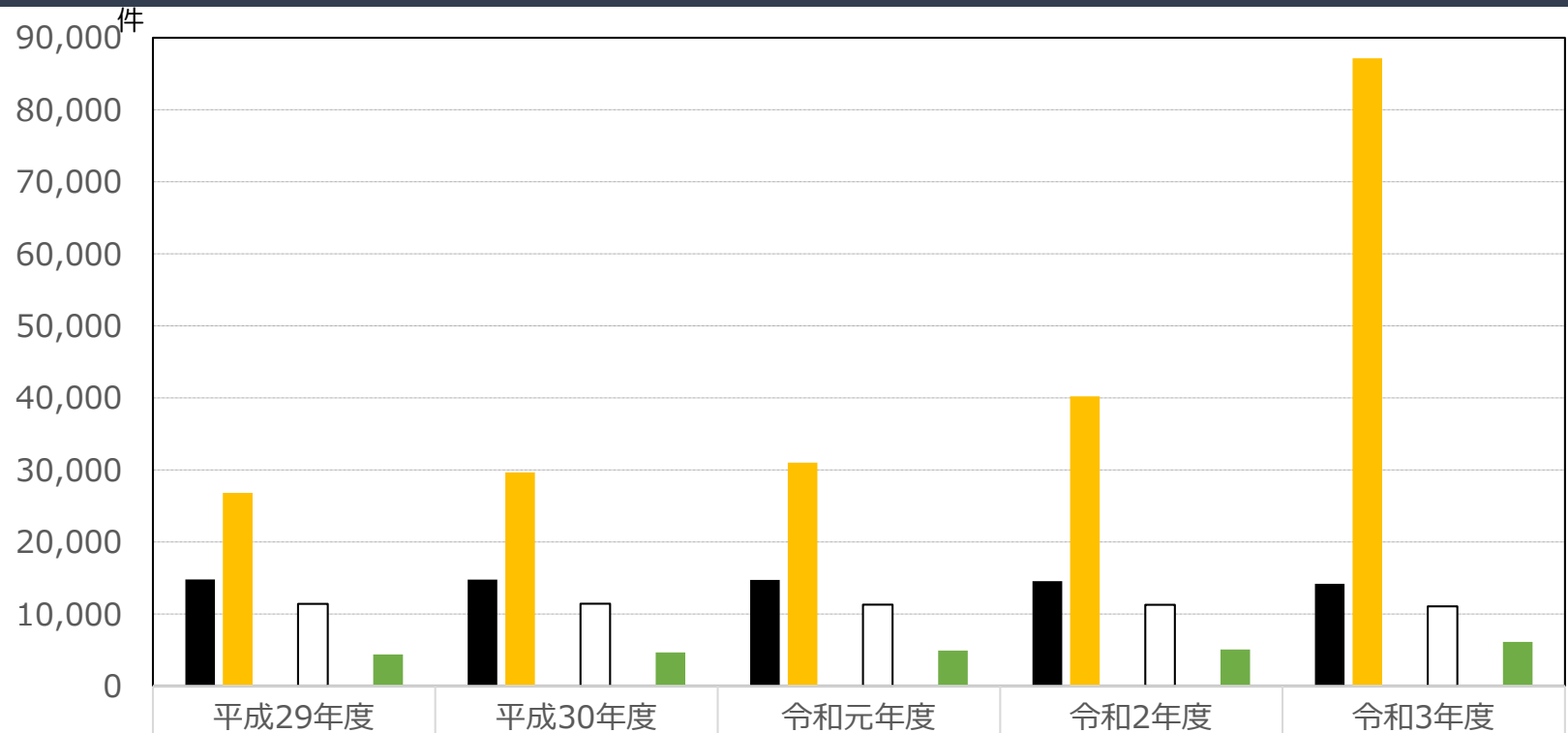
※1 体外診断用医薬品に関する相談は、医薬品に関する相談に含まれる。

※2 平成30年度からの医薬品添付文書記載要領の改訂に伴う添付文書改訂相談。

※3 平成27年度以降は、医薬品たるコンビネーション製品の機械器具部分に関する相談を含む。

※4 令和3年度以降は、ワクチン及び後発医薬品等の販売名、並びに医薬品の一般名（JAN）の候補名確認に関する相談を含む

添付文書情報の掲載件数の推移



■ 医療用医薬品	14,812	14,789	14,740	14,565	14,190
■ 医療機器	26,815	29,669	31,020	40,229	87,137
■ 再生医療等製品	4	5	9	11	17
□ 一般用医薬品	11,425	11,444	11,303	11,286	11,067
■ 要指導医薬品	16	15	11	12	14
■ 体外診断用医薬品	4,390	4,668	4,927	5,080	6,145

薬機法において、添付文書の届出・HP掲載が義務化されているもの：

医療用医薬品、医療機器（クラス4のみ※）、再生医療等製品、要指導医薬品

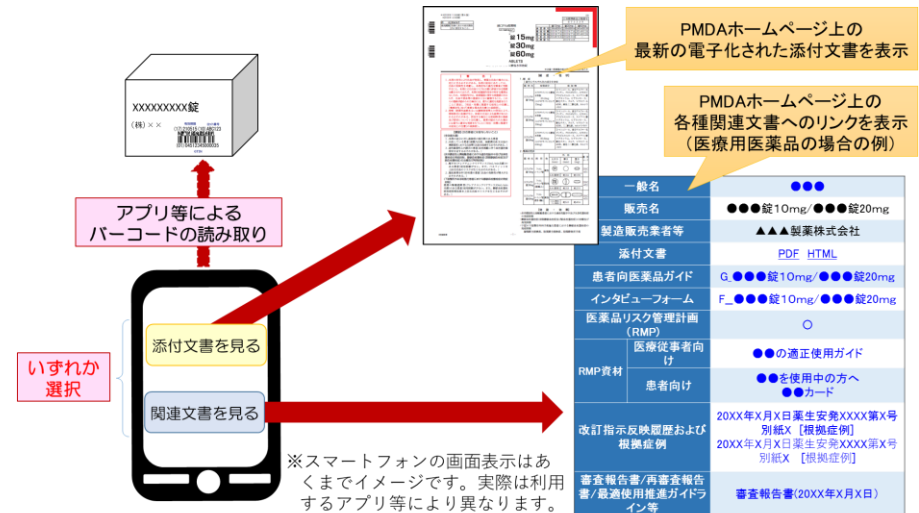
※改正薬機法施行により、令和3年8月1日からクラス1～4のHP掲載が義務化

添付文書電子化への対応について

令和3年8月1日改正薬機法施行による添付文書電子化に向けて、以下の対応を実施

【医薬品医療機器情報提供システムの改修】

- 製品の外箱のバーコードから最新の添付文書に容易にアクセスできるようホームページを改修
- ホームページメンテナンス時等でも添付文書の閲覧が継続できるよう、以下の対応を実施
 - ① バックアップサイトの構築
 - ② 添付文書一括ダウンロード機能の構築



【業界及び医療現場への周知】

- 添付文書の電子化にあたり、添付文書の掲載やGS1コードの登録について業界への周知を実施
- 特に医療機器については、クラスIV医療機器に加え、クラスⅠ～Ⅲ医療機器についても機構ホームページへの添付文書掲載が義務化されたため、重点的に周知を実施
- 添付文書電子化後の添付文書閲覧について、業界と協力して医療現場への周知を実施

<令和3年度実施分>

業界への周知

【講演】

- ・添付文書電子化講習会(日本製薬団体連合会)
- ・2021年8月施行「添付文書の電子化」説明会(日本医療機器産業連合会)
- ・「わかりやすい改正医薬品医療機器等法・QMS省令」講習会(日本医療機器協会)等

【その他】

- ・添付文書電子化特設ページの公表
- ・医療機器の製造販売業者に対し、お知らせ文書を配布

医療現場への周知

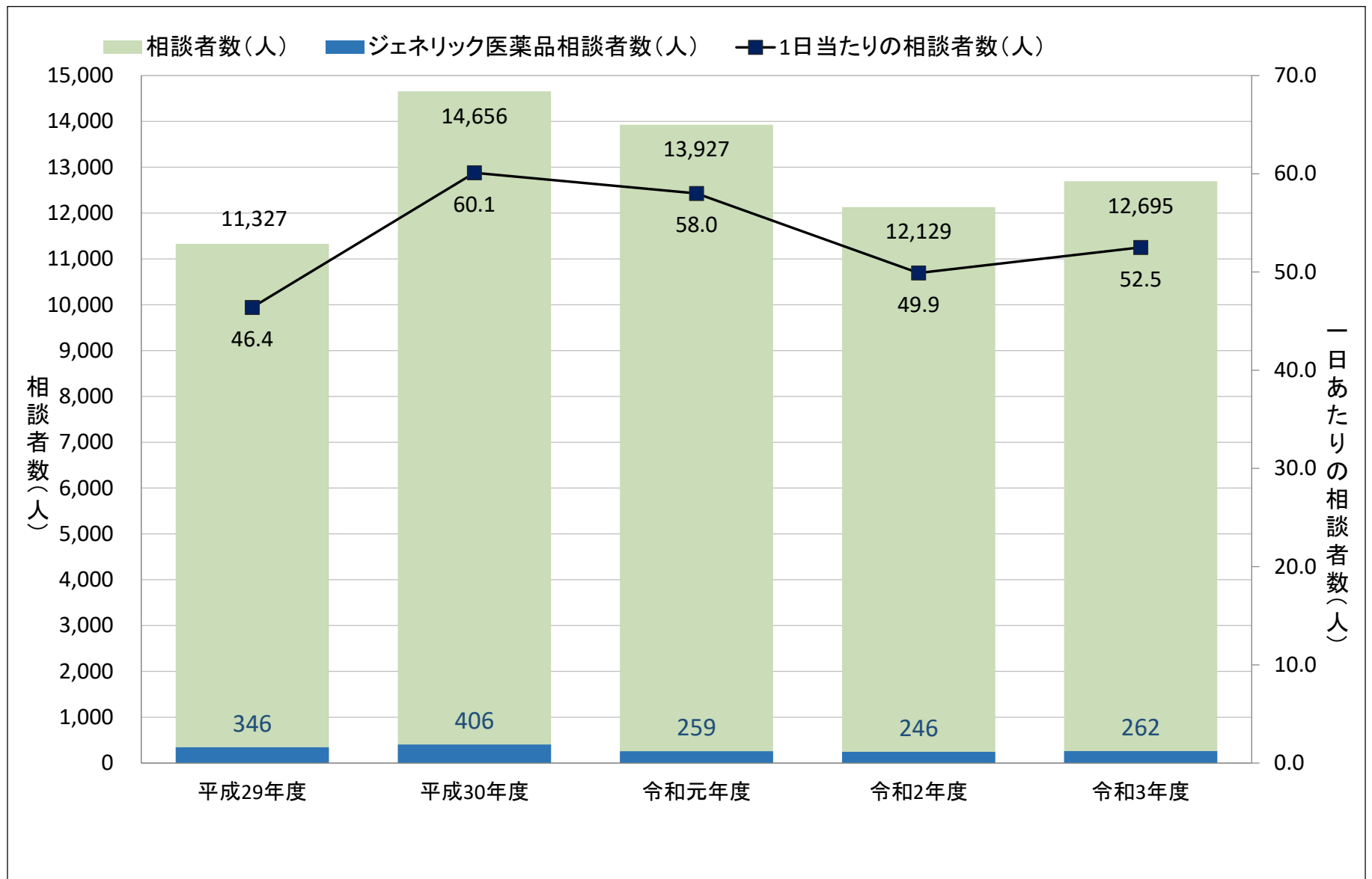
【講演】

- ・第7回日本医療安全学会学術総会
- ・第23回日本医薬品情報学会総会・学術大会
- ・第54回日本薬剤師会学術大会
- ・薬剤師あゆみの会新人薬剤師研修会
- ・第41回医療情報学連合大会(第22回日本医療情報学会学術大会)
- ・愛知県病院薬剤師会医療安全研修会

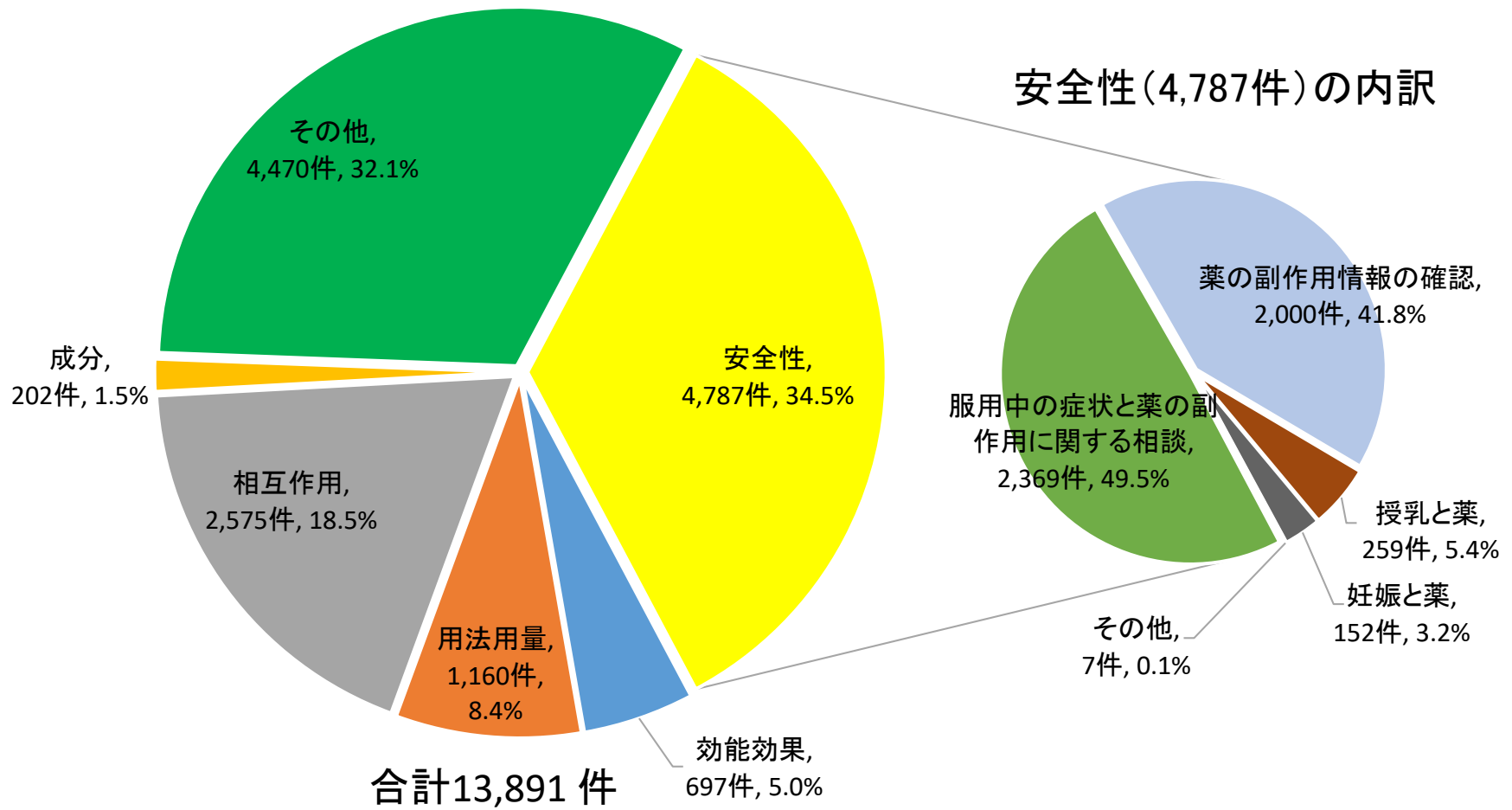
【雑誌等】

- ・日本病院薬剤師会雑誌

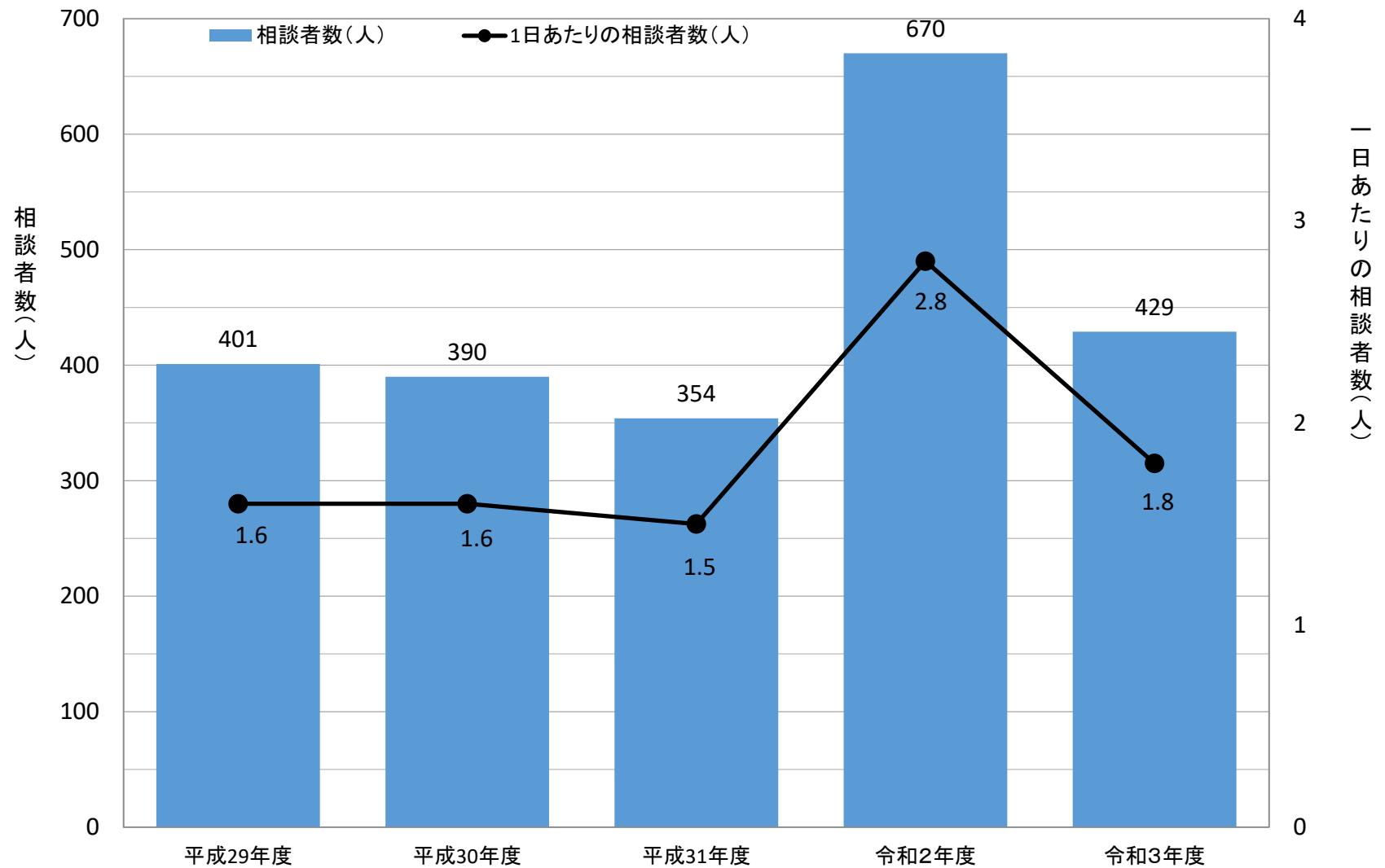
くすり相談の相談者数の年次推移



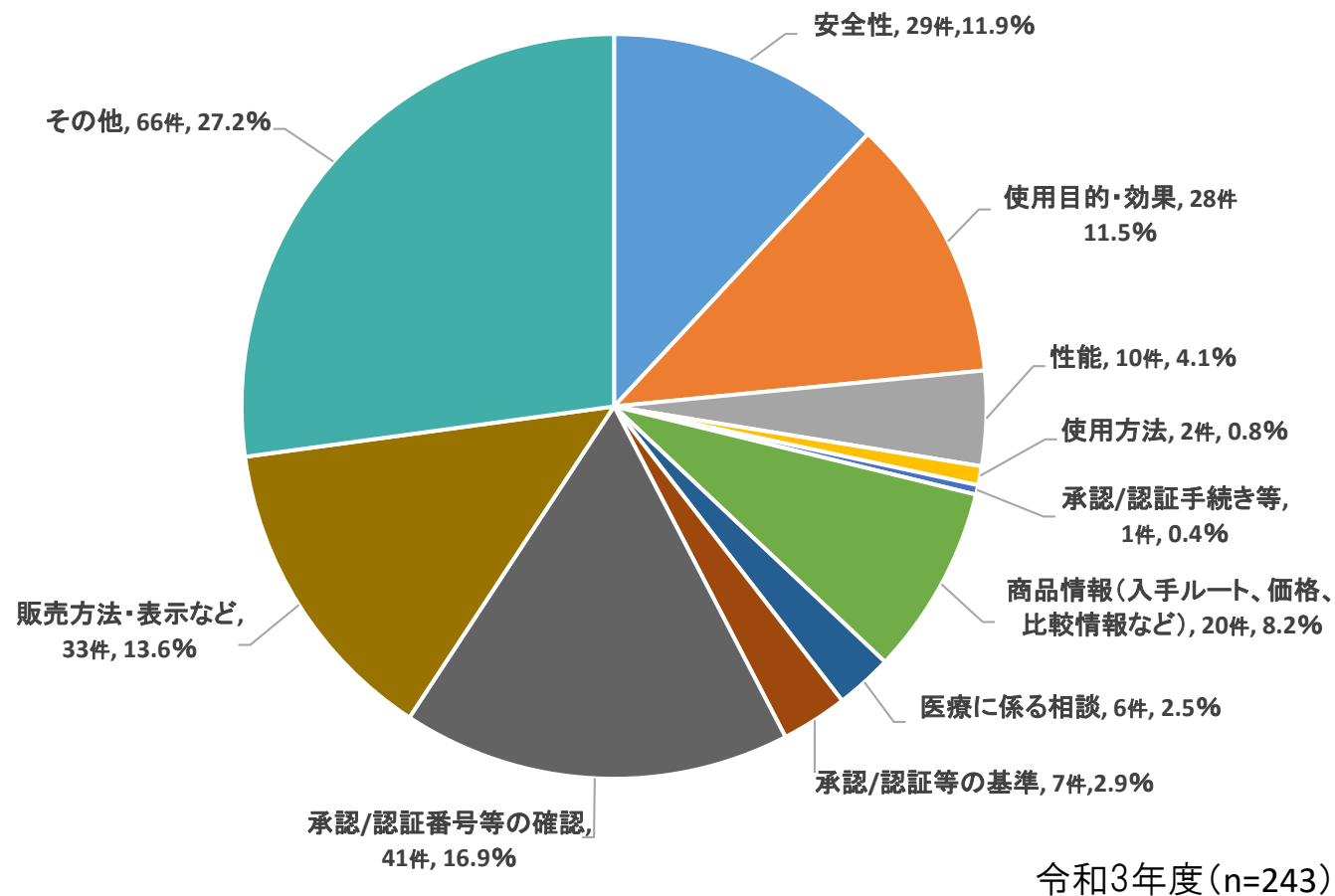
くすり相談内容の内訳（令和3年度）



医療機器相談の相談者数の年次推移



医療機器相談内容の内訳(令和3年度)



- ・一般消費者及び消費生活センターの相談事例[相談者226人(243件)]について集計した。
- ・複数の項目に分類される相談がある。

医薬品に関する知識・理解向上のための国民向けシンポジウム

- 令和元年度、東京都とPMDA共催の国民向けシンポジウムについて新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から開催中止とした。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の状況を考慮し、令和元年度に計画した内容を**無観客で動画収録し、PMDAや東京都のHPで配信**することとした。令和3年2月19日より公開中。
- 視聴者からの要望を受け、令和3年10月29日より動画のダウンロード用ファイルの提供を開始。

シニアと家族のお薬シンポジウム 薬との付き合い方

◆薬との付き合い方

1話 効き目は大きく、リスクは小さく！

◆クイズと事例解説で学ぶ

2話 薬と健康食品 サプリメントの飲合せ

3話 薬の飲み方 自己判断していませんか？

◆やってみよう、自分たちでできること

4話 ポリファーマシーって？

5話 薬のリスクを最小に

6話 副作用かなと思ったら

アドバイザー：

林昌洋（日本病院薬剤師会 副会長／虎の門病院薬事専門役）

堀越博一（日本薬剤師会 理事）

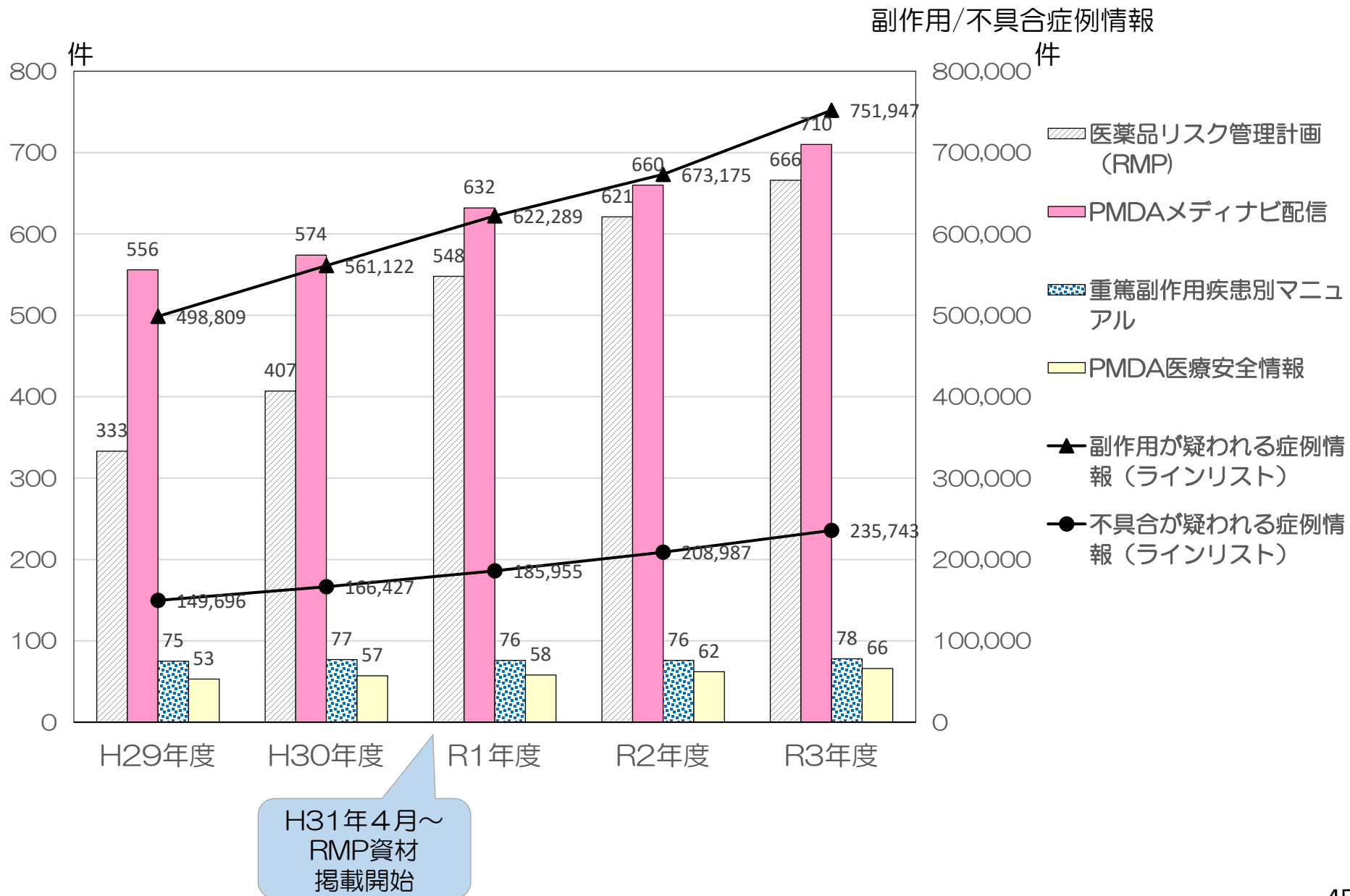


推薦

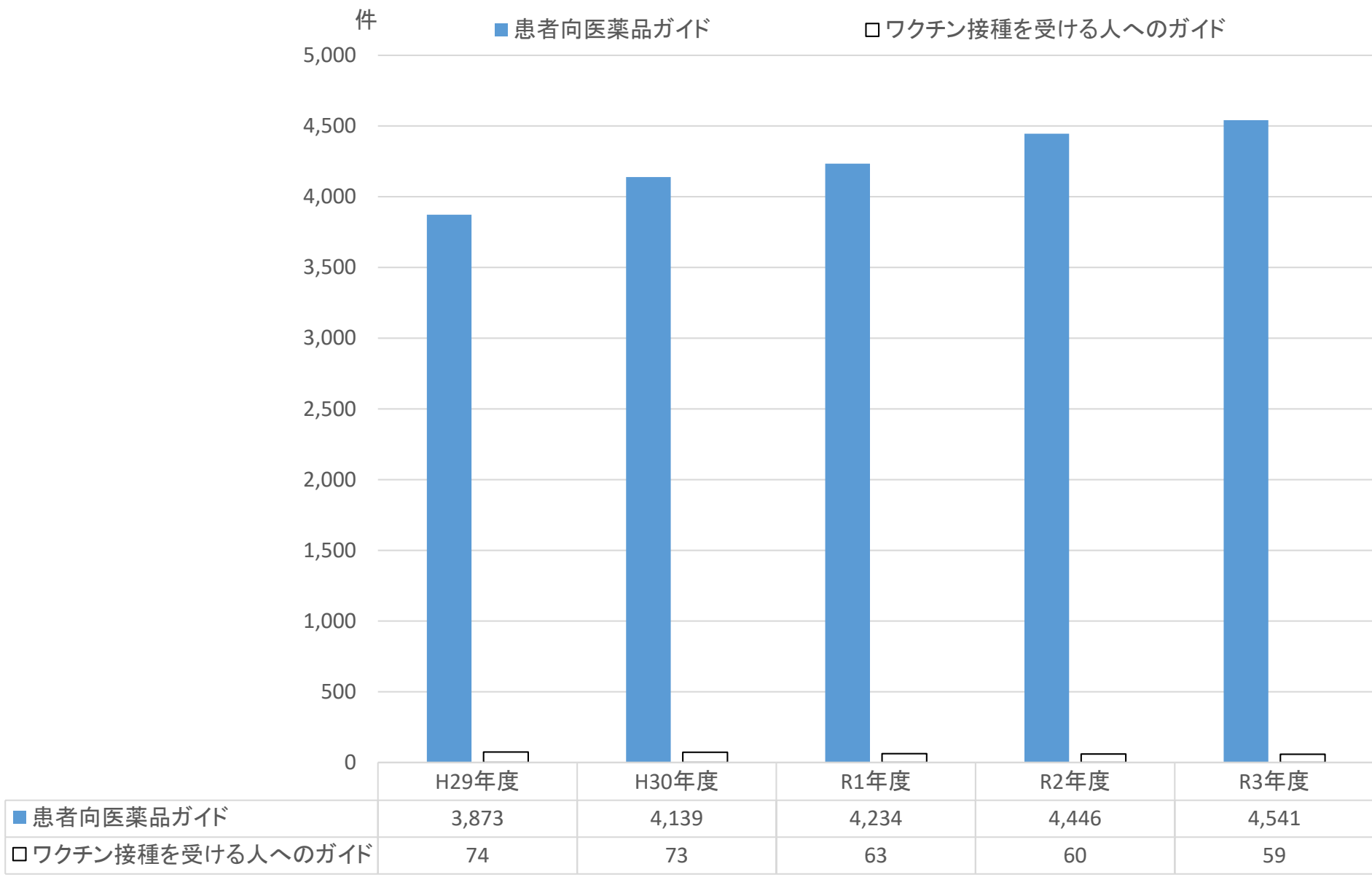
厚生労働省

日本薬剤師会、日本病院薬剤師会
認定NPO法人ささえあい医療人権
センターCOML、日薬連、製薬協

主な情報のホームページ掲載件数の推移



患者向医薬品ガイド・ワクチンガイドのホームページ掲載数推移



PMDA医療安全情報の提供

目的

「PMDA医療安全情報」は、医薬品・医療機器に関連する医療事故やヒヤリ・ハット事例などから、以下のような内容をイラストや写真を用いてわかりやすく解説し、広く周知することを目的に作成したものです。

- 事例の発生原因やメカニズムなどの解説
- 安全使用のためのポイントなどの紹介
- 医療事故防止対策に役立つ製品の掲載

実績

2007年11月からスタートしており、2022年3月までに66報を作成・配布しています。2021年度に公表したものは以下のとおりです。

- 「二槽バッグ製剤（バッグ型キット製剤）の隔壁未開通事例について」（No.61、2022年3月）
- 「PCPS/ECMOカニューレの抜去事例について」（No.62、2022年3月）
- 「人工呼吸器の使用前点検に関する注意について」（No.63、2022年3月）
- 「再周知特集 その3 M R I 検査時の注意について」（臨時号3、2022年3月）

■ 医薬品医療機器総合機構 PMDA 医療安全情報
https://www.pmda.go.jp/ No.61 2022年 3月

PMDA 医療安全情報
(独)医薬品医療機器総合機構

fmda No.61 2022年 3月

二槽バッグ製剤（バッグ型キット製剤）の隔壁未開通事例について

POINT 安全使用のために注意するポイント

1 二槽バッグ製剤の隔壁未開通について

- 二槽バッグ製剤は、使用前に隔壁開通作業が必要です。
- 開通を確認する前に開通確認のシールや装置を外さないようにしましょう。
※ 隔壁未開通状態で投与を防止する機構を内蔵している場合などは、開通確認のシールや装置がないことがあります。

(事例1) 輸液製剤のミキシング時、赤い開通確認装置を無意に先に外してしまい、別の作業で中断した。戻った際に、開通確認装置が外れていたため開通したと思い込み、隔壁を開通しないまま投与してしまった。

隔壁開通をする前に開通確認のシールをはがさないで～！！

上室と下室では成分が異なります。隔壁を開通せずに下室のみ投与してしまうと、予定した成分・投与量・濃度が投与できません！高血糖／低血糖などを引き起こすこともあります。

二槽バッグ製剤で、隔壁が未開通のまま投与される事例が繰り返し報告されています。
必ず開通方法・開通確認の手順を守りましょう。

1/3

医薬品リスク管理計画（RMP）の利用推進に向けての取組

➤ 第四期中期計画では、厚生労働省、職能団体等の協力を得て、RMPやRMPに基づく資材の具体的な活用方法を示すなど、医療機関等における効果的な利活用を推進することとしている。

＜第四期中期計画の期間中に実施した主な活動＞

- RMPについてのe-ラーニングコンテンツ「今日からできる！How to RMP」の公表（令和2年3月）
- RMP等の安全性情報及びPMDAメディナビの活用状況等についての調査を実施（令和2年11月～12月）
- 承認条件としてのRMPの策定・実施が解除された品目について、医療現場のニーズに対応し、再審査時に提出されたRMPをHPに掲載し（令和2年1月）、品目一覧を公表（令和2年12月）
- メディアを通じた周知活動（ラジオNIKKEI「薬学の時間」にて講義を実施）（令和3年3月）
- 日本薬剤師会研修センターのHPにe-ラーニング研修用の動画を掲載（令和3年4月～令和4年3月）
- 「3分でわかる！RMP講座」を各種学会等にて配布（電子的な配布含む）
- 各種学会等で医療従事者向けに講演を実施
（令和3年度に実施した講演）

第23回日本医薬品情報学会総会・学術大会、第54回日本薬剤師会学術大会、薬剤師あゆみの会新人薬剤師研修会 等
（参考）令和2年度 RMP等の安全性情報及びPMDAメディナビの活用状況等についての調査結果

（ ）内は平成29年度 医薬品安全性情報の入手・伝達・活用状況等に関する調査結果※1

	調査対象全体※2	病院※3	薬局※4
RMPの認知度※5	48.4%	77.5%（48.2%）	44.7%（17.4%）
RMPの活用率※6	59.1%	66.6%（50.6%）	60.3%（39.4%）
		調査対象全体	
RMPに基づく資材の利用率	患者への服薬指導に利用した	17.2%	
	他の医療関係者への情報提供に利用した	6.7%	

※1 調査対象は病院は全国の病院10%無作為抽出した施設、回答者は安全管理責任者。薬局は全国の保険薬局うち5%無作為抽出した保険薬局、回答者は管理薬剤師またはDI担当者

※2 PMDAメディナビに登録されている全メールアドレス宛（189,363件）にWeb調査票へのURLを送付。回収率4.1%

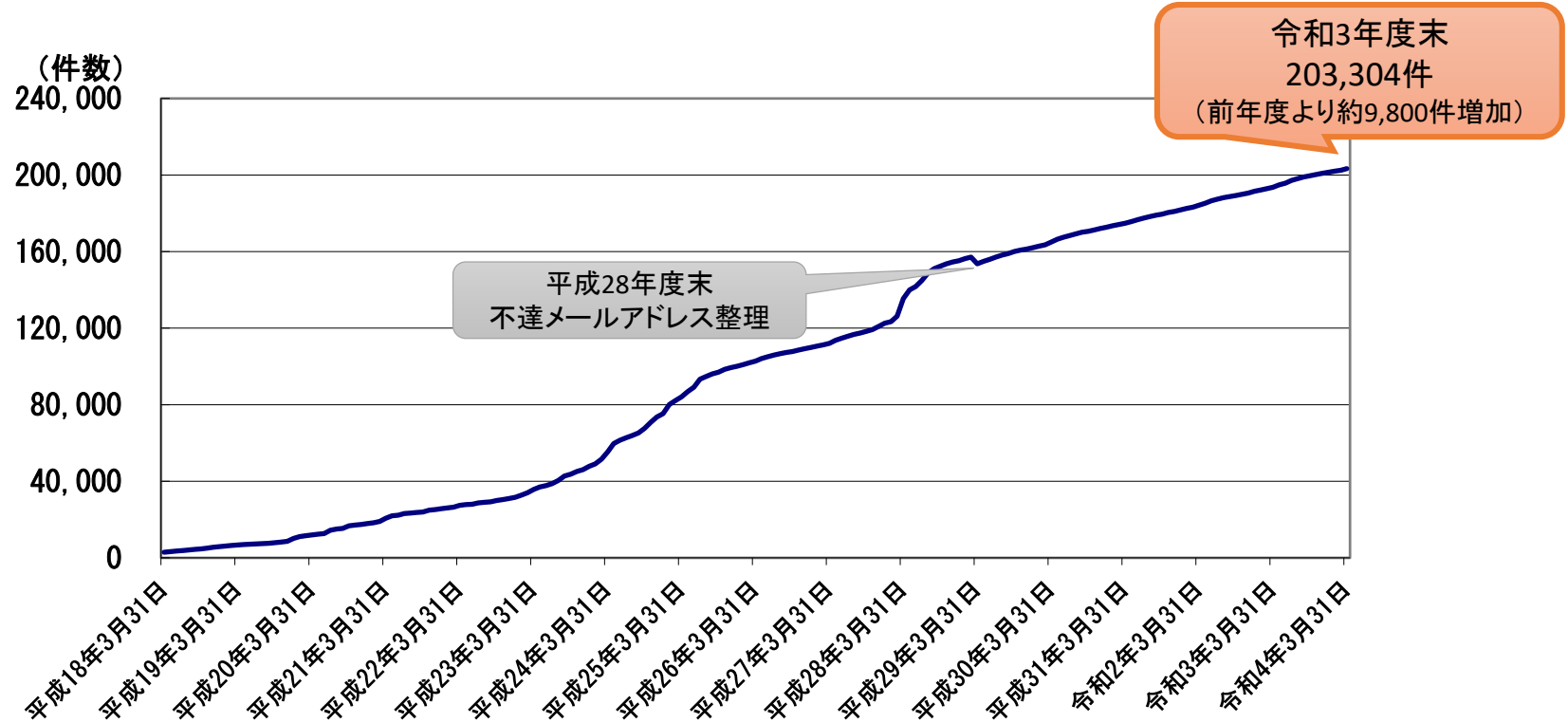
※3 回答者のうち、勤務先として当てはまる所属を「病院」、職種を「薬剤師」と回答した方

※4 回答者のうち、勤務先として当てはまる所属を「薬局・薬店」、職種を「薬剤師」と回答した方

※5 RMPの内容をよく理解している又は内容がある程度理解していると回答した方の割合

※6 RMPの内容をよく理解している、内容がある程度理解している又は内容を見たことがあると回答した施設のうち、「特に業務に活用した事例はない」と回答した方以外の割合。なお、H29年度調査はRMPの内容をよく理解している又は内容がある程度理解していると回答した施設のうち、RMPを活用したことがあると回答した施設の割合

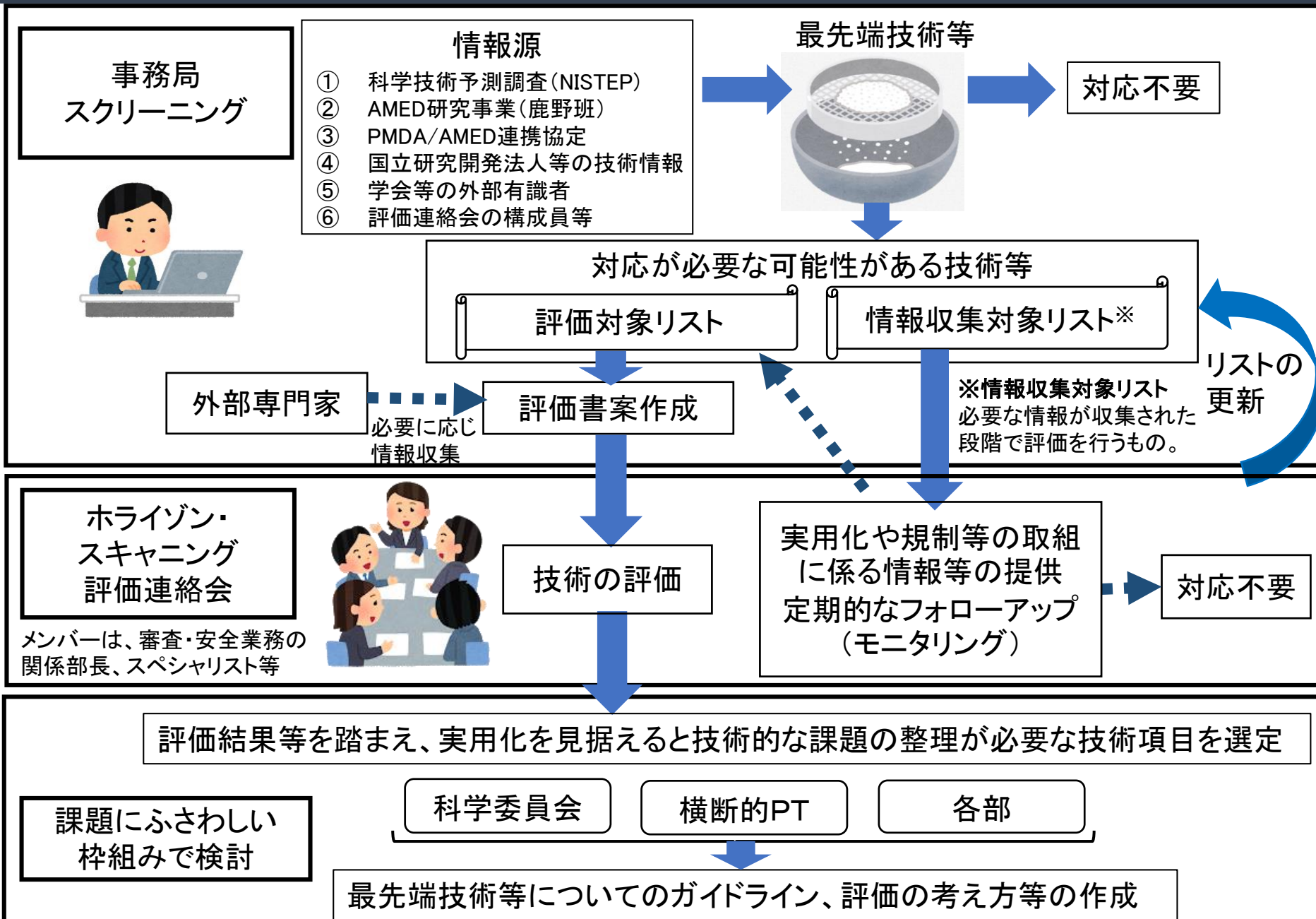
PMDAメディナビ登録件数の推移



PMDAメディナビの登録件数 所属施設別の内訳

登録者の所属施設	令和2年度	令和3年度
病院	約38,500件	約40,300件
一般診療所	約17,200件	約17,500件
歯科診療所	約6,600件	約6,800件
薬局	約68,900件	約72,700件
製造販売業者	約26,200件	約27,700件

PMDAにおけるホライゾン・スキニングの枠組み



ホライゾン・スキャンニングとは

革新的な医薬品、医療機器又は再生医療等製品の実用化に応用される可能性のある技術項目について、レギュラトリーサイエンスに基づき、

- ①登場しつつある革新的技術についての網羅的調査
- ②当該技術が規制に及ぼす影響の評価
- ③技術的な課題の整理が必要な技術の選定

を行うことにより、革新的技術に対するガイダンスの作成等の適切な規制等の構築を目指す取組

1 革新的な技術の網羅的調査

科学技術予測調査、PMDAとAMEDとの連携等に関する協定書に基づき提供された情報等を情報源として技術項目のリストを作成、それらの情報収集

2 技術の規制に及ぼす影響の評価等

ホライゾンスキャンニング評価連絡会を設置し、1の技術項目について、実用化を見据えると技術的な課題の整理が必要なものについての評価、モニタリング

3 技術項目の選定と評価指標の策定

これまで規制等の取組がない技術項目のうち、実用化を見据えると技術的な課題の整理が必要なものの選定、科学委員会等における評価指標等の作成の検討

Received: 8 June 2021

Revised: 19 July 2021

Accepted: 20 July 2021

DOI: 10.1111/bcp.15065

LETTER TO THE EDITOR



Pharmaceuticals and Medical Devices Agency's horizon scanning and the Science Board: Cooperation toward extracellular vesicle-based products

British Journal of Clinical Pharmacology誌
(DOI: 10.1111/bcp.15065)

published: xx xx 2021
doi: 10.3389/fmed.2021.756870



frontiers in Medicine誌
(DOI: 10.3389/fmed.2021.756870)

Identification of Novel Modalities Through Bibliometric Analysis for Timely Development of Regulatory Guidance: A Case Study of T-Cell Immunity

マイクロバイーム専門部会報告書の概要

- 特定の腸内細菌や複数種の腸内細菌製剤(live bio-therapeutic products: LBPs)を用いた治療薬の開発・審査に役立てることを目的とする。
- 選択した腸内細菌の種や株の同定法、培養工程での同等性評価に関する新しい技術による評価法を記載した。
- 生菌の製法や品質特性解析、非臨床試験や臨床試験デザインの在り方などについてまとめた。

目次

1 章	序
2 章	免疫・感染症領域・非免疫の臨床、FMT
3 章	新しい技術の動向
4 章	非臨床試験
5 章	製法（バンク）・品質特性解析・規格・試験方法
6 章	臨床試験の段階での細菌製剤の投与量、投与ルート、投与前の前措置（抗菌薬の投与等）に関する考慮事項

第6期科学委員会のテーマ

1 エクソソームを含む細胞外小胞(EV)を利用した治療用製剤

部会長: 高倉 喜信(京都大学大学院薬学研究科 教授)

副部会長: 華山 力成(金沢大学 ナノ生命科学研究所 教授)

新規のモダリティとして、ウイルス安全性や、EVの不均質性(heterogeneity)をふまえた品質の確保、生産工程管理及び非臨床安全性の評価の考え方について検討し、評価における考慮事項を報告書として取りまとめる。

2 AIを活用したプログラム医療機器

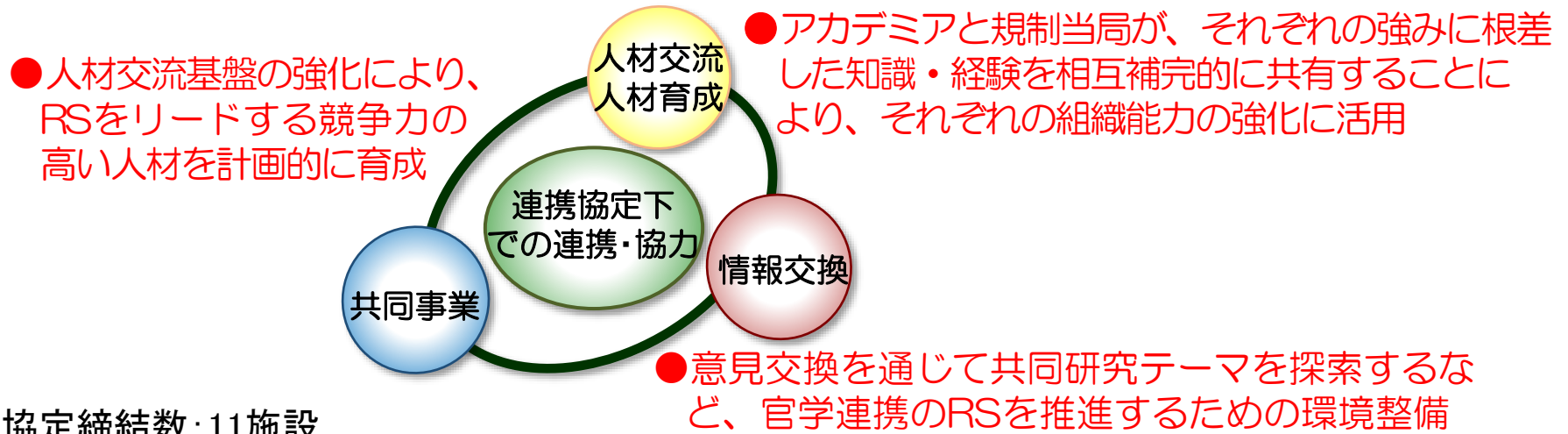
部会長: 佐久間 一郎(東京大学大学院工学系研究科 教授)

副部会長は調整中

これ以外の検討テーマについては、ホライゾン・スキニング活動を通じて、今後テーマ候補を提案していく。

包括的連携協定に関する活動

アカデミア等と連携し、レギュラトリーサイエンスの推進と有効性・安全性・品質確保及びその信頼性保証において医療水準の向上に貢献するために、専門機関と広範な分野で連携・協力を進める体制を構築する。



○ 協定締結数:11施設

国立がん研究センター(平成28年2月)、広島大学(平成28年3月)、慶應義塾(平成28年3月)、筑波大学(平成28年3月)、国立精神・神経医療研究センター(平成28年7月)、東北大学(平成28年10月)、国立国際医療研究センター(平成29年3月)、国立循環器病研究センター(平成29年7月)、国立成育医療研究センター(平成30年1月)、東京医科歯科大学(令和2年2月)、東京大学(令和2年3月)

○ 連携事項の概要:

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	備考
共同事業	5件	10件	9件	7件	9件	締結機関との共同研究等の連携プロジェクト※
人材育成	27件	54件	53件	49件	55件	講師派遣、意見交換会、委員会見学等
人材交流	締結先から17名 PMDAから3名	締結先から22名 PMDAから3名	締結先から22名 PMDAから3名	締結先から30名 PMDAから5名	締結先から30名 PMDAから3名	

※国立がん研究センターとの「希少がんの臨床開発の環境整備等に関する連携・協力の推進に関する個別協定」に基づくMASTER KEY Projectにかかる連絡会、東北大学との「歯科用インプラントの早期荷重を目指した表面性状維持にかかる非臨床評価法の確立に関する研究(指定研究)」等

横断的基準作成等プロジェクトチームの取組

	WG	□活動目的、■活動状況・今後の予定(令和4年4月末現在)
1	RWD WG	□ 医薬品・医療機器開発、製造販売後調査に活用可能な患者レジストリの要件、信頼性確保のあり方等について検討 ■ 「レジストリデータを承認申請等に活用するための基本的な考え方、及び信頼性担保に関する留意点に関するガイドライン」の発出に協力(2021.3.23) ■ レジストリやデータベース等のリアルワールドデータ(RWD)の薬事利用を想定し、RWDの信頼性担保に関する課題等の整理・検討
2	患者参画 検討WG	□ 患者参画や患者との協同に向けたPMDAの取組みを検討 ■ 患者参画に関連する海外規制当局の活動内容や、国内外の医療環境等の調査・整理を経て、PMDA内で患者参画型の審査・安全業務のあり方を議論 ■ 国内外の患者参画に関連する取組みへの参加・協力 ■ PMDA業務への患者参画推進に当たり、PMDA役職員が参照すべき活動指針を示す「PMDA患者参画ガイドランス」(日本語版及び英訳版)を作成(2021.9.7)し、PMDAウェブサイト公開。
3	コンパニオン 診断薬 WG	□ 次世代シーケンサー(NGS)を用いたコンパニオン診断システムの規制上の取扱い・評価方針の検討 ■ 審査・相談事例の集積中 □ コンパニオン診断薬の同等性評価手法に係る検討 ■ 「医薬品横断的なコンパニオン診断を目的とする体外診断用医薬品等の取扱いに関するガイドライン」の発出に協力(2022.3.31)
4	国際共同 治験WG	□ 国際共同治験に関する事項の検討 ■ ICH E17(国際共同治験の計画及びデザインに関する一般原則) training materialをPMDAウェブサイトにて公表済 ■ 国内でのICH E17の適切な運用の啓発を目的としたワークショップを、業界と共催で2022年8月実施予定
5	ICH Q12 対応WG	□ ICH Q12(医薬品のライフサイクルマネジメント)に対応した国内制度の検討 ■ ICH Q12ガイドライン作成に協力し、Step5到達に伴うガイドライン説明会を開催(2021.12.8) ■ AMED研究班と連携し、承認後の製法変更計画(PACMP)のモックアップ等の作成に協力

横断的基準作成等プロジェクトチームの取組

	WG	□活動目的、■活動状況・今後の予定(令和4年4月末現在)
6	小児医薬品WG	□ 小児用医薬品のエビデンス強化 ■ ICH E11A (小児用医薬品開発における外挿) のStep2到達に伴うパブリックコメント (2022年5月) 及び説明会 (2022年6月) 実施予定 ■ 小児開発の審査・相談等の事例について集積中
7	オーファン医薬品WG	□ 希少疾病用医薬品の開発促進等に関する事項の検討 ■ 希少疾病用医薬品開発におけるバイオマーカーの利用可能性の検討 ■ 開発状況に応じた早期の希少疾病用医薬品の指定に向けた課題の整理 ■ 日本の希少疾病用医薬品指定制度の25年間の実績を調査した論文を、海外学術雑誌Nature Reviews Drug Discoveryに掲載
8	革新的製造技術WG	□ 革新的な医薬品製造技術に関する審査・GMP調査での対応方針の検討 ■ 連続生産を検討中(ICHQ13ガイドライン案のパブリックコメント実施し対応中) ■ AMED松田班と連携し、低分子医薬品の連続生産に関する技術文書等を作成し、公表 ■ 革新的製造技術相談の対応・サポート
9	オミックスWG	□ オミックス (PGx、プロテオミクス等) を利用した医薬品・医療機器に関するガイドライン等の作成検討 ■ ファーマコゲノミクス・バイオマーカー相談を担当
10	ナノ医薬品DG	□ ナノテクノロジーを応用した医薬品の評価方針作成への協力 ■ 審査・相談事例の共有対応中
11	心血管系リスク評価DG	□ 催不整脈リスク等心血管系リスク評価に関する検討 ■ E14/S7Bガイドラインの国内運用を含め、心血管系リスク評価に関連する治験相談や審査品目への対応、情報共有

横断的PT・患者参画検討WGの「PMDA患者参画ガイダンス」作成

訪問者別ナビゲーション
おすすめのコンテンツをご案内します

製品種類別ナビへ切替

一般の方向け 医療従事者向け アカデミア向け 企業向け

ホーム 審査関連業務 安全対策業務 健康被害救済業務 レギュラトリーサイエンス・基準作成調査・日本薬局方 国際活動 (ICH-IMDRF等)

このページをよくみるページ一覧に追加する 本文のみ印刷する [Click here for English Pages](#)

[ホーム](#) > [レギュラトリーサイエンス・基準作成調査・日本薬局方](#) > [レギュラトリーサイエンス推進業務](#) > [横断的基準作成プロジェクト](#) > 患者参画検討WG

レギュラトリーサイエンス・基準作成調査・日本薬局方

レギュラトリーサイエンス推進業務

レギュラトリーサイエンスセンターの概要

レギュラトリーサイエンスについて

研究推進業務

包括的連携・連携大学院

横断的基準作成プロジェクト

革新的医薬品・医療機器・再生医療製品実用化促進事業

科学委員会運営業務

基準作成調査業務

患者参画検討WG

活動内容

患者参画や患者との協同に向けたPMDAの取組みとして、患者向け広報のあり方の検討や、患者活動とPMDAのかかわりのガイダンス作成等を行います。

開始時期

令和元年5月

関連部署

経営企画部、国際部、新薬審査第一～五部、再生医療製品等審査部、ワクチン等審査部、医療機器審査第一・二部、安全性情報・企画管理部、医薬品安全対策第一・二部、医療機器品質管理・安全対策部、研究支援・推進部等

これまでの活動について

「[独立行政法人医薬品医療機器総合機構 患者参画ガイダンス](#)」(令和3年9月7日)を公表しました。(英訳版は[こちら](#))

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 患者参画ガイダンス

令和3年9月7日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構
患者参画検討ワーキンググループ

目次

I. 総論

- (1) PMDAにおける患者参画の定義及び理念
- (2) 本ガイダンスの目的
- (3) PMDAにおける患者参画推進の基本的方針

II. 患者等からの情報の収集・反映

- (1) 患者等からの情報の収集・反映について
- (2) 患者等の声を収集する枠組み
 - ① 患者団体との意見交換・勉強会の実施
 - ② PMDAが開催する会議等への患者等の参加の検討
 - ③ その他既存制度による情報収集
- (3) PMDAの業務において得られる患者からの情報への対応
 - ① 開発段階における患者参画活動への対応
 - ② PMDAに直接寄せられる要望書等への対応

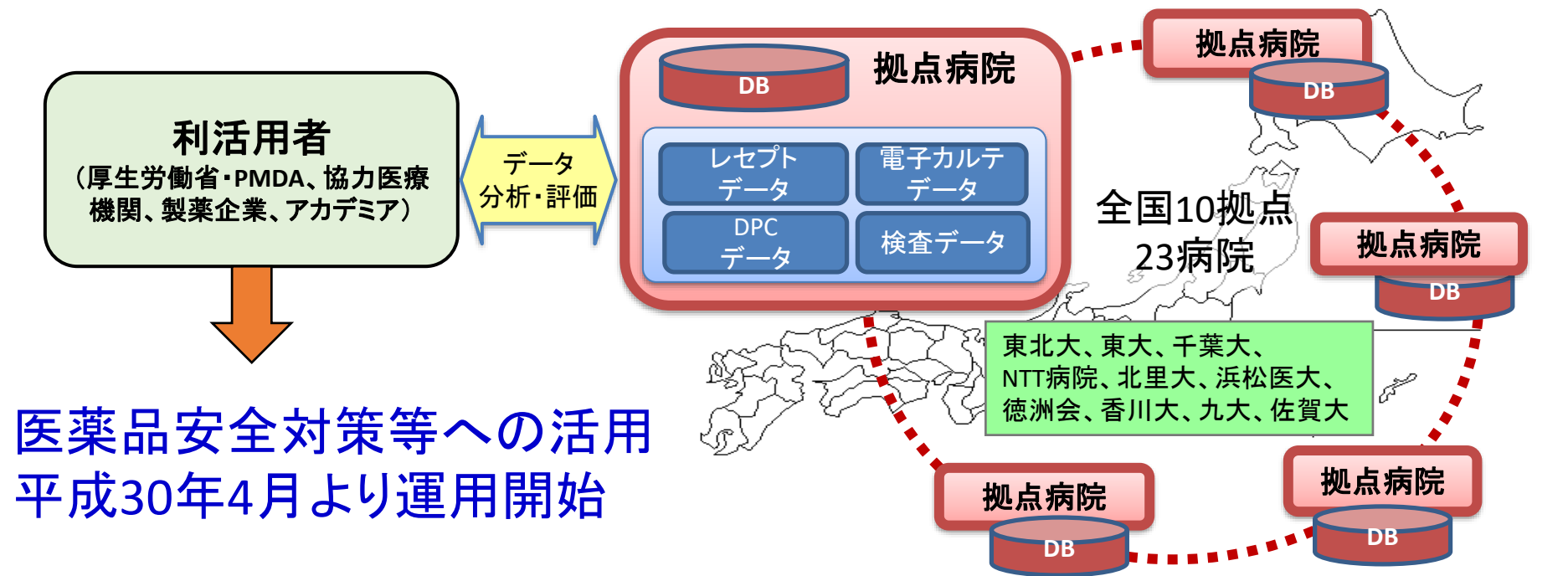
III. 患者等向け情報提供

- (1) 患者等向け情報提供のあり方について
- (2) 患者参画活動のために提供すべき情報
 - ① 薬事行政に係る基礎的な情報発信
 - ② 安全性情報等の積極的な情報発信
 - ③ その他
- (3) 情報提供に用いる媒体等
 - ① PMDA ウェブサイトの充実
 - ② 各種イベントへの参加及び開催
 - ③ 各種資料等の充実
 - ④ その他

IV. 用語の定義

<https://www.pmda.go.jp/rs-std-jp/cross-sectional-project/0020.html>

MID-NET® の安全対策への活用（概要）



医薬品安全対策等への活用
平成30年4月より運用開始

- PMDA法第15条第1項第5号ハ及びヘに基づく業務
 - 570万人超の規模薬機法の基準に基づき、高い信頼性が確保
 - 病名、処方等に加え、340項目以上の臨床検査結果が利用可能
- (2021年12月末現在)

専用ホームページにおいて、利活用等に必要な各種情報を掲載

<https://www.pmda.go.jp/safety/mid-net/0001.html>



MID-NET®利活用の状況

◆ 平成30年4月より本格運用を開始し、これまでに以下の利活用申出を承認。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	運用開始からの合計
行政利活用	33	28	26	30	117調査
企業利活用 (製造販売後調査)	2	1	1	3	7品目
その他企業・アカデミア利活用 (製造販売後調査以外の調査)	1	1*	1	—	3調査

*令和元年度の1件は、平成30年度に分析用データセットなしで利活用承認がされたが、令和元年度に分析用データセットありに利活用区分の変更が承認されているため、令和元年度に記載している。

■ 令和3年度に承認された利活用案件

＜行政利活用**＞

- ✓ MID-NET®に基づくCOVID-19 治療薬の処方実態調査及びベネフィット・リスク評価

**早期安全性シグナルモニタリングに係る共通の調査計画の申出が行われ、令和3年12月の有識者会議にて利活用が認められた

＜企業利活用（製造販売後調査）＞

- ✓ テセントリク点滴静注1200 mg 小細胞肺癌患者（カルボプラチン・エトポシド併用）を対象とした製造販売後データベース調査
- ✓ レキサルティの再審査申請に係る安全性検討事項の調査
- ✓ タリージェ錠2.5mg／タリージェ錠5mg／タリージェ錠10mg／タリージェ錠15mgの再審査申請に係る安全性検討事項の調査

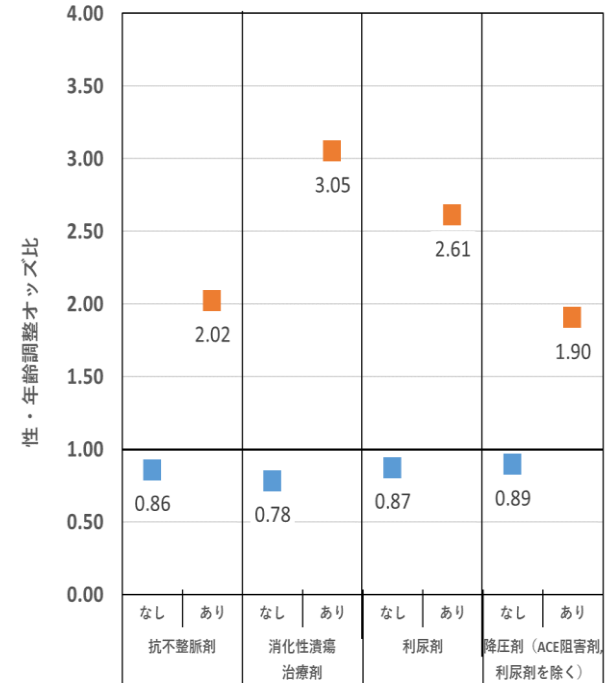
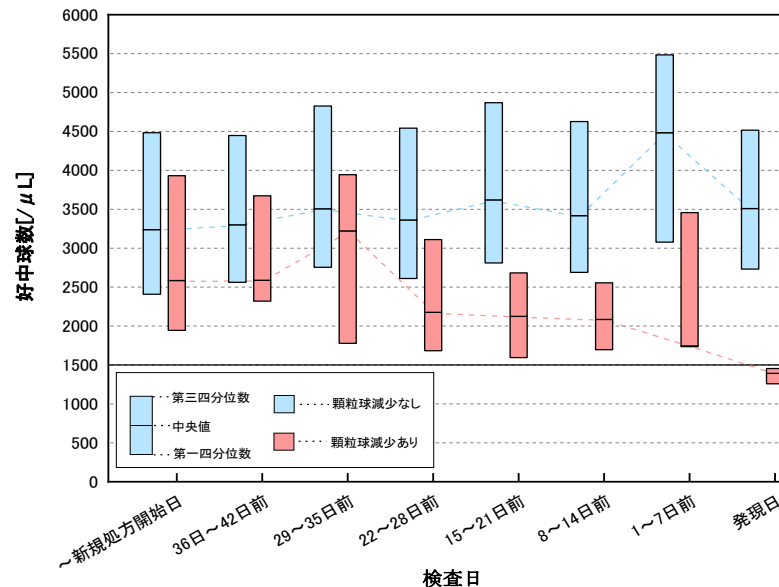
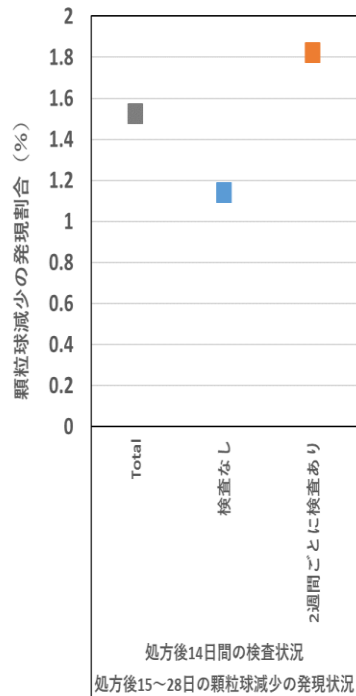
◆ 令和2年4月より、製造販売後調査にMID-NETの利活用を検討する際の参考情報として、集計情報（医薬品や傷病等のクロス集計データ、販売品目の処方件数）を提供開始している。令和4年3月末までに、20品目に提供した。

チアマゾールと顆粒球減少

*顆粒球減少

好中球数が $1,500/\mu\text{L}$ 以下であること

- チアマゾール投与時に定期的な血液検査の実施が求められているが、検査の実施状況と顆粒球減少発現リスクとの関連を検討
- また、チアマゾールによる顆粒球減少の発現に関連する因子は何かを検討



定期的に検査を実施していても顆粒球減少は一定程度発現

顆粒球減少が発現した患者では、その前から好中球数は低い傾向

抗不整脈薬、消化性潰瘍治療薬、利尿剤又は降圧剤併用時にリスクが上昇傾向

MID-NET®の調査結果から、リアルワールドでのチアマゾールによる顆粒球減少の発現状況及びその関連因子を検討

「MID-NET®シンポジウム2022」開催報告

■ MID-NET®シンポジウム2022

～MID-NET®シンポジウム2022～リモート時代のMID-NET®的Dx革命～

<概要>

【日時】令和 4年 2 月 25 日（金）13：00～16：50

【開催形式】Web開催

【主催】独立行政法人医薬品医療機器総合機構

【最大視聴者数】781名（昨年度；884名）

【参加登録者数】951名

・事前登録数に対する参加率* 82 %（昨年度；75 %）

*最大視聴者数で算出



<参加登録割合>

➤製薬会社：41%

➤CRO：13%

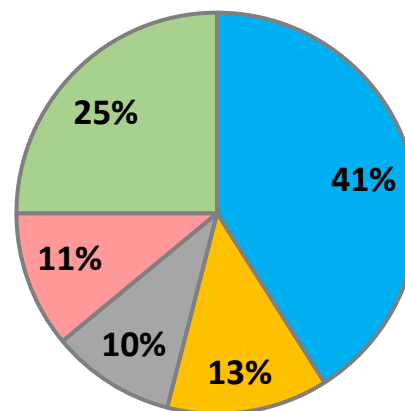
➤アカデミア：10%

➤医療機関：11%

➤その他*：25%

*その他：行政機関、DB事業者、

ITベンダー、コンサルティング、等



「MID-NET®シンポジウム2022」プログラム

<Session 1>

MID-NET®運営状況と利活用促進に向けた今後の取り組みについて～MID-NET®の最新動向～

PMDA医療情報活用部 MID-NET運営課長 關野 一石

<Session 2>

MID-NET®を利活用した解析事例と今後の展開

PMDA医療情報活用部長/疫学課長 宇山 佳明

<Session 3>

パネルディスカッション

「MID-NET®の将来像と添付文書改訂や探索的調査等へのさらなる活用」

座 長：PMDA医療情報活用部長/疫学課長 宇山 佳明

パネリスト：MSD株式会社 グローバル研究開発本部 ファーマコビジランス 安全対策部

メディカル/データサイエンス 宮崎 真

小野薬品工業株式会社 信頼性保証本部 ファーマコヴィジランス部 データサイエンス室

データ解析課 濱野 仁志

日本製薬団体連合会 安全性委員会 特命委員 石井 美佳

MHLW医薬・生活衛生局 医薬安全対策課 安全使用推進室 医療機器情報専門官 松浦 秀幸

PMDA安全管理監 池田 三恵

PMDA医療情報活用部 MID-NET運営課長 關野 一石

<Session 4>

MID-NET®データ活用に関するケースシナリオ（MID-NET接続環境利用時のデモンストレーション）

PMDA医療情報活用部 MID-NET運営課

※セッション4は実務担当者の参加を想定した内容

最近の主な国際活動（１）

多国間	内容
ICMRA	副議長として、各種議論をリード(令和3年4月・12月、令和4年7月・11月(予定))
ICH	副議長として、各種議論をリード(令和3年6月・11月、令和4年5月・11月(予定))
IPRP	メンバーとして、各種議論に積極的に参加(令和3年6月・11月、令和4年5月・11月(予定))
IMDRF,MDSAP	議長等として、各種議論をリード(令和3年9月、令和4年4月・6月・9月(予定))
APEC-LSIF-RHSC	共同議長として、各種議論をリード(令和4年8月(予定))
PIC/S	執行部メンバー等として、各種議論をリード(令和4年2月・11月(予定))
アジアネットワーク会合	リードとして、各種議論をリード(令和4年4月)

1) ICMRA: International Coalition of Medicines Regulatory Authorities(薬事規制当局国際連携組織) 2) ICH: International Council for Harmonisation of Technical Requirements for Pharmaceuticals for Human Use(医薬品規制調和国際会議)

3) IPRP: International Pharmaceutical Regulators Programme

4) IMDRF: International Medical Device Regulators Forum(国際医療機器規制当局フォーラム) 5) MDSAP: Medical Device Single Audit Program

6) APEC-LSIF-RHSC: APEC, Life Sciences Innovation Forum, Regulatory Harmonization Steering Committee(APEC ライフサイエンスイノベーションフォーラム 規制調和運営委員会)

7) PIC/S: Pharmaceutical Inspection Co-operation Scheme(医薬品査察共同スキーム)

二国間等	内容
タイ王国	第8回日タイ合同Webシンポジウム、日タイ二国間Web会合を開催(令和4年1月)
中華人民共和国	日中二国間Web会合を開催(令和3年4月)、日中ICH合同Webシンポジウムを開催(令和3年6月) 日中二国間Web会合を開催(令和4年4月)、日中医薬健康シンポジウムを開催(令和4年5月) 特許存続期間延長等の導入
大韓民国	日韓二国間Web会合を開催(令和3年4月)
インド	第5回日インド合同Webシンポジウム、日インド二国間Web会合(令和3年12月) 日インド二国間Web会合を開催(令和4年4月)
インドネシア	日インドネシア二国間Web会合を開催(令和4年4月)

最近の主な国際活動（２）

二国間等	内容
台湾	第9回日台医薬交流会議、規制当局間会合を開催（令和3年10月）
マレーシア	NPRAと二国間Web会合を開催予定（令和4年4月） 日馬合同Webシンポジウム、日馬二国間Web会合を開催予定（令和4年7月） GCTP調査同行研修開催予定（開催時期調整中）、NPRA向けFirst In Human研修開催予定（開催時期調整中）
フィリピン	日比二国間Web会合を開催（令和3年4月） 日比二国間Web会合を開催（令和4年4月） PMDA-ATC MRCTウェビナー開催予定（開催時期調整中）、PMDA-ATC PVウェビナー開催予定（開催時期調整中）
シンガポール	日星二国間Web会合を開催（令和4年4月）
ASEAN諸国	PMDA-ATC 医薬品のリスク管理計画（RMP）ウェビナーをPPWG向けに開催（令和4年5月） PMDA-ATC/AMDC 医療機器ウェビナーを開催予定（開催時期調整中）
デンマーク	日丁二国間AIワークショップWeb会議を開催予定（令和4年3月）
英国	日英二国間ウェビナー（医療機器規制関連）を開催（令和3年9～11月）
米国	日米二国間ハイブリッド会合を開催予定（令和4年6月）

注：上記の他、各国とも実務者会議を複数回実施

1) NPRA: National Pharmaceutical Regulatory Agency（マレーシア国家医薬品規制庁）

2) PPWG: Pharmaceutical Products Working Group

3) AMDC: ASEAN Medical Device Committee（ASEAN医療機器委員会） 4) EMA: European Medicines Agency（欧州医薬品庁）

アカデミアとの連携

	内容
国立がん研究センター（NCC）	ASEAN各国における臨床試験規制及び臨床試験実施環境の整備を目的とした、「アジアがん臨床試験ネットワーク事業（ATLAS）国際シンポジウム」を共催（令和4年4月）
国立国際医療研究センター（NCGM）	ASEAN各国における臨床試験規制及び臨床試験実施環境の整備を目的とした、「ARISE PMDA joint symposium for Asian Clinical Trail」を共催予定（令和4年7月）

日本が参照国制度等の対象になっている主要国・地域

(令和4年3月現在)

1. 医薬品

※括弧内は日本が対象となった年

国 名	制 度
欧州連合	GMP・GLP調査結果受入れ(2002年)
スイス	医薬品審査の迅速化(2010年)
タイ	- 医薬品審査の迅速化(2015年) - 日本薬局方(2019年)
台湾	- 非臨床試験の審査結果の受入れ(2016年) - 医薬品審査の迅速化(2016年)
インド	インドでの第3相試験の実施免除(2019年)
インドネシア	医薬品審査の迅速化(2000年)
マレーシア	適応追加審査の迅速化(2004年)
ベトナム	日本薬局方の参照化(2018年)
オーストラリア	医薬品審査の迅速化(2019年)
ウクライナ	医薬品審査の迅速化(2016年)
アラブ首長国連邦	医薬品審査の迅速化(2018年)

(その他) 厚生労働省・PMDAはWHOが定義するSRA(Stringent Regulatory Authority)(信頼できる規制当局)の1つとされている。

2. 医療機器及び体外診断用医薬品(IVD)

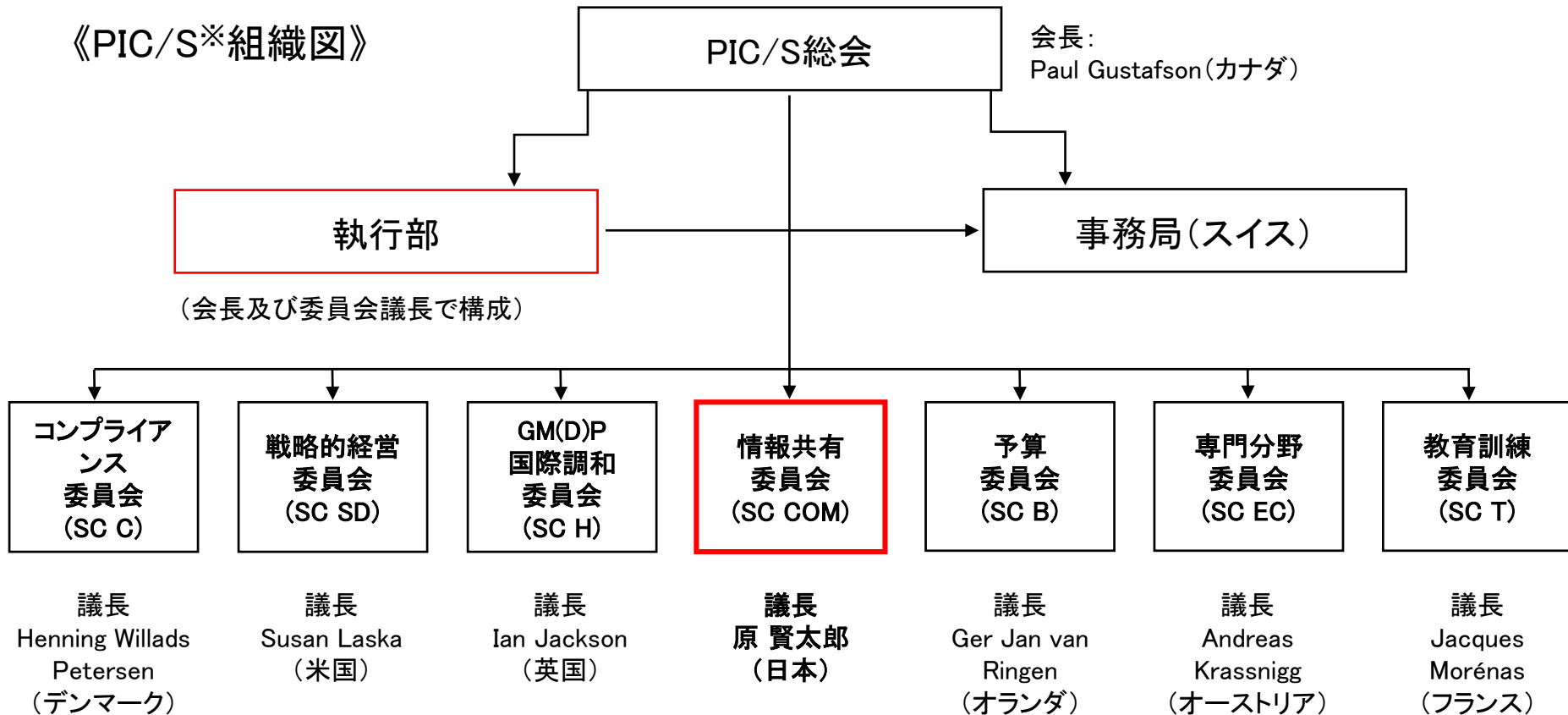
国 名	制 度
台湾	医療機器及びIVDの品質管理システムに関する資料の軽減(2018年)
シンガポール	医療機器及びIVD審査の迅速化(2010年)
マレーシア	医療機器及びIVD審査の迅速化(2014年)
メキシコ	医療機器審査の迅速化(2012年)
インド	- 日本の医療機器及びIVDのQMS 調査結果受入れ(2015年) - インドでの臨床試験の実施免除(2017年)
オーストラリア	医療機器及びIVD審査の迅速化(2018年)
サウジアラビア	日本での承認／認証取得がサウジアラビアでの医療機器及びIVDの承認要件(2010年)
タイ	医療機器及びIVD審査の迅速化(2019年)

(その他) 日本の医療機器の承認／認証制度と同様の仕組みがWHOの「Global model framework」(参考にすべき規制体系)とされている。

・2021年下半期に国際部が実施した製薬協加盟企業対象ヒアリングの結果、アジア(8か国)において日本の審査報告書(英訳)を参照した簡略審査制度での医薬品承認事例は、タイで3件3社であった。

PIC/S組織図及び執行部について

《PIC/S※組織図》



*PIC/S: Pharmaceutical Inspection Co-operation Scheme(医薬品査察協同スキーム)

- PIC/Sには、医薬品製造所に対する査察を担うGMP調査当局(世界54組織)が参加
- PIC/S執行部は、会長及び7つの委員会議長で構成。査察情報の交換、査察官のトレーニング、GMP基準の調和を推進
- PMDAは、令和4年1月から2年間、執行部メンバー(情報共有委員会議長)として、組織運営に参画するとともに、情報共有の促進活動をリード

多国間会合において日本が獲得している議長・副議長リスト

(令和4年3月現在)

多国間会合			獲得した議長・副議長 【任期】		議長・副議長獲得による メリット
略称	正式名称 (日本語)	概要			
ICMRA	International Coalition of Medicines Regulatory Authorities (薬事規制当局国際連携組織)	世界36 カ国の薬事規制当局のトップが集まり、世界共通の課題に関する協力の強化等のため戦略的方向性を示す組織	副議長	藤原康弘理事長 【2019年10月～】	・世界の薬事規制当局の中で中心的な役割を担う ・グローバルな場でハイレベルな議論をリード
AN	Asian Network Meeting (アジアネットワーク)	アジアの規制当局のトップが集まり、ハイレベルの立場でアジアの共通課題に関する意見交換を行うための会合	リード	山本史 大臣官房審議官 (MHLW 医薬担当) 【2020年1月～】 藤原康弘理事長 【2019年4月～】	・アジア地域の薬事規制当局の中で中心的な役割を担う ・アジアの規制調和推進をリード
ICH	International Council for Harmonisation of Technical Requirements for Pharmaceuticals for Human Use (医薬品規制調和国際会議)	医薬品規制当局と製薬業界の代表者が協働して、医薬品規制に関するガイドラインを科学的・技術的な観点から作成するための組織	管理委員会 副議長	中島宣雅執行役員 (国際部門担当) 【2019年11月～】	・3極（日米欧）の1つとしての立場を維持 ・グローバルな場での規制調和推進をリード
APEC-LSIF-RHSC	Asia-Pacific Economic Cooperation-Life Science Innovation Forum-Regulatory Harmonization Steering Committee (アジア太平洋経済協力ライフサイエンスイノベーションフォーラム規制調和運営委員会)	APECの経済協力枠組みの一つとして、トレーニング等を通じ域内の医薬品・医療機器規制調和の推進を目的として設置された組織	共同議長	中島宣雅執行役員 (国際部門担当) 【2018年7月～】	・APEC地域の薬事規制当局の中で中心的な役割を担う ・APEC域内の規制調和推進をリード
MDSAP RAC	Medical Device Single Audit Program Regulatory Authority Council (医療機器単一調査プログラム規制当局協議会)	日米加豪伯が参加し、医療機器の品質管理システム（QMS）監査の効率的な運用に向けた活動を行っている組織	議長	石橋健一 スペシャリスト 【2022年1月～】	・日米加豪伯の規制当局の中で中心的な役割を担う ・MDSAP参加国内でのQMS監査の効率的な運用の推進をリード

最終合意されたICMRA、ICH及びIMDRFの文書一覧

【ICMRAステートメント】

- 透明性とデータの完全性に関するICMRA-WHO共同ステートメント
- 医療従事者向けステートメント: COVID-19ワクチンの安全性及び有効性に関する規制方法(2021年6月11日改訂)
- グローバルな医薬品品質知識管理:レギュラトリー・リライアンスとアジリティの向上
- COVID-19 パンデミック時に各国規制当局が実施した規制の柔軟性／敏捷性に関する評価報告
- ICMRAメンバーにおけるCOVID-19関連製品の緊急時使用のための審査規定及び手順に関する報告書
- COVID-19治療薬に対する継続した取り組みの必要性に関するICMRAステートメント
- COVID-19パンデミック下におけるGCP及びGMP規制監視のリモート対応の経験に関するリフレクションペーパー

【ICHガイドライン】

- Q12: 医薬品のライフサイクルマネジメント
- M10(生体試料中薬物濃度分析法バリデーション)

【IMDRFガイダンス】

- N66: 市販前審査に係る審査機関認定のための評価・決定方法
- N4: 調査機関の力量及び教育訓練に関する要求事項(改定)
- N6: 規制当局の調査員の力量及び訓練要件(改定)
- N11: 調査組織を認定するためのMDSAPの評価と決定(改定)

アジア医薬品・医療機器トレーニングセンター（PMDA-ATC）

背景

- 医薬品・医療機器等が国・地域を越えて開発・製造・流通する現在、海外規制当局との協力は不可欠
- とりわけアジア諸国の規制水準の向上や調和の推進、緊密な協力関係の構築が重要

目的

- アジア諸国の規制当局担当者に薬事規制に係る日本の知識・経験を提供し、人材育成・能力向上を図ることで、将来の規制調和に向けた基盤を築く

対応

- アジア医薬品・医療機器トレーニングセンター(PMDA-ATC)を設置(2016年4月)。APECの優良研修センター(CoE)*に位置付けられている *国際共同治験/GCP査察領域、ファーマコビジランス 医療機器
- トレーニングセミナーを通じてアジアの規制当局の人材育成・能力向上に貢献する

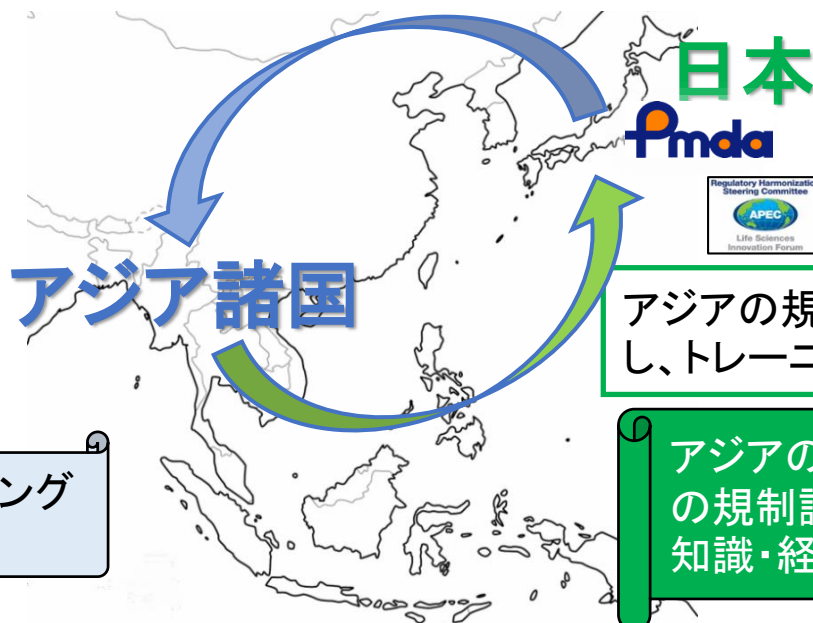
PMDA-ATCの活動方針

➡ 日本の制度や規制調和の重要性への理解を深めることで、将来のアジア地域の規制調和に向けた基盤作りを進めるとともに、わが国への信頼醸成につなげる



現地に赴いて、講義・ケーススタディ・実地研修を実施

現地のニーズに応じたトレーニングをより多くの人材に提供



アジアの規制当局担当者を招聘し、トレーニングセミナーを開催

アジアの医薬品・医療機器等の規制調和に向け、日本の知識・経験を共有



令和3年度アジア医薬品・医療機器トレーニングセンター主な研修

■ COVID-19の影響を考慮し、本年度のセミナーはオンラインにて開催しました。

1. セミナー

2. 特定国向けセミナー

	セミナーの研修 内容	開催時期	開催場所	参加者数		セミナーの研修 内容	開催時期	開催場所	参加者 数
1	品質管理(ハーバル メディシン)	2021年 6月22～24日	オンライン 開催	13ヶ国/地域 から 31名が参加	1	医薬品の審査、 安全対策等	2021年5月～ 2022年3月	サウジアラビア SFDA向け オンライン開催	約30名
2	医薬品の適切な申 請及び審査手続き (GRM)	2021年 9月14～16日	オンライン 開催	7ヶ国/地域か ら 28名が参加	2	再生医療等製品の 審査等	2021年 6月3日	インドCDCSO向 け オンライン開催	39名
3	小児医薬品の審査 *1	2021年 9月21～24日	オンライン 開催	11ヶ国/地域 から 32名が参加	3	医療機器の審査等 (再製造単回使用医 療機器(R-SUD))	2021年 7月16日	タイFDA向け オンライン開催	8名
4	医療機器の審査、 安全対策等*2	2021年 11月15～17	オンライン 開催	17ヶ国/地域 から 32名が参加	4	GMP (Good Manufacturing Practice) 査察	2021年 7月27日	FDAフィリピン向 け オンライン開催	51名
5	GMP (Good Manufacturing Practice) 査察	2021年 11月25～26日	オンライン 開催	19ヶ国/地域 から 29名が参加	5	医療機器の審査、 安全対策等	2021年 8月25～26日	AMDC向け オンライン開催	100名
6	医薬品の審査、安 全対策等	2021年 12月6～8日	オンライン 開催	12ヶ国/地域 から 34名が参加	6	医療機器の審査等 (再製造単回使用医 療機器(R-SUD))	2021年 9月1日	マレーシアMDA 向け オンライン開催	32名
7	医薬品の国際共同 治験*2, *3	2022年 1月18～21日	オンライン 開催	13ヶ国/地域 から 39名が参加	7	GCP (Good Clinical Practice) 査察	2021年 9月8日	FDAフィリピン向 け オンライン開催	59名
8	医薬品安全性監視 (ファーマコビジラ ンス)*2	2022年 1月31日 2月2～4日	オンライン 開催	10ヶ国/地域 から 24名が参加	8	医薬品安全性監視 (ファーマコビジラ ンス)	2021年 10月4日	マレーシアNPRA 向け オンライン開催	41名
					9	COVID-19関連体外 診断用医薬品の 審査	2022年 2月8日	マレーシア MDA向け オンライン開催	66名
					10	COVID-19関連医薬品 の審査	2022年 3月30日	ベトナムDAV向け オンライン開催	11名

*1 U.S.FDAとの共催, *2 APEC-LSIF-RHSC CoE Workshop として実施, *3 国立がん研究センターとの共催

PMDA-ATC オンライン教材

オンライン 教材

PMDA-ATC E-ラーニング (YouTube)

最近のトピックやPMDAの主な業務、国際規制調和に向けた活動等について紹介しています。※英語のみ

最近追加された動画 更新日 2022.5.2



E-ラーニングコンテンツ

カテゴリ	更新日	備考
1. Review	2022.3.1	GRM コンテンツ追加
2. Safety	2020.10.31	安全対策業務概要 コンテンツ追加
3. Relief	2020.10.31	医薬品副作用被害救済制度 コンテンツ追加
4. Medical Device	2022.1.5	COVID-19 検査キット コンテンツ追加
5. GXP <i>New!</i>	2022.5.2	リモートGMP調査 コンテンツ追加
6. PMDA Efforts	2022.4.1	CRS コンテンツ追加、国際活動コンテンツ更新

E-learning Training Courses

Training Courses for specialized fields

The PMDA-ATC offers you videos regarding some specialized fields in the regulator-only website. PMDA-ATC E-learning portal; <https://www.pmda-atc-elearning.site/>

To start the training courses, please register by the following steps;

- 1) Access to the application page, please fill in the form and submit it.
(<https://www12.webcas.net/form/pub/pmda-atc/e-learning02>)
- 2) Please select the course(s) of your interest from the list.
- 3) After checking your application by the secretariat, PMDA-ATC will send you Login ID and password normally within 5 business days.
- 4) The viewing period of the course(s) is about two months. Your login ID will become invalid at the end of the following two months.
- 5) A certificate of completion of the course can be issued.

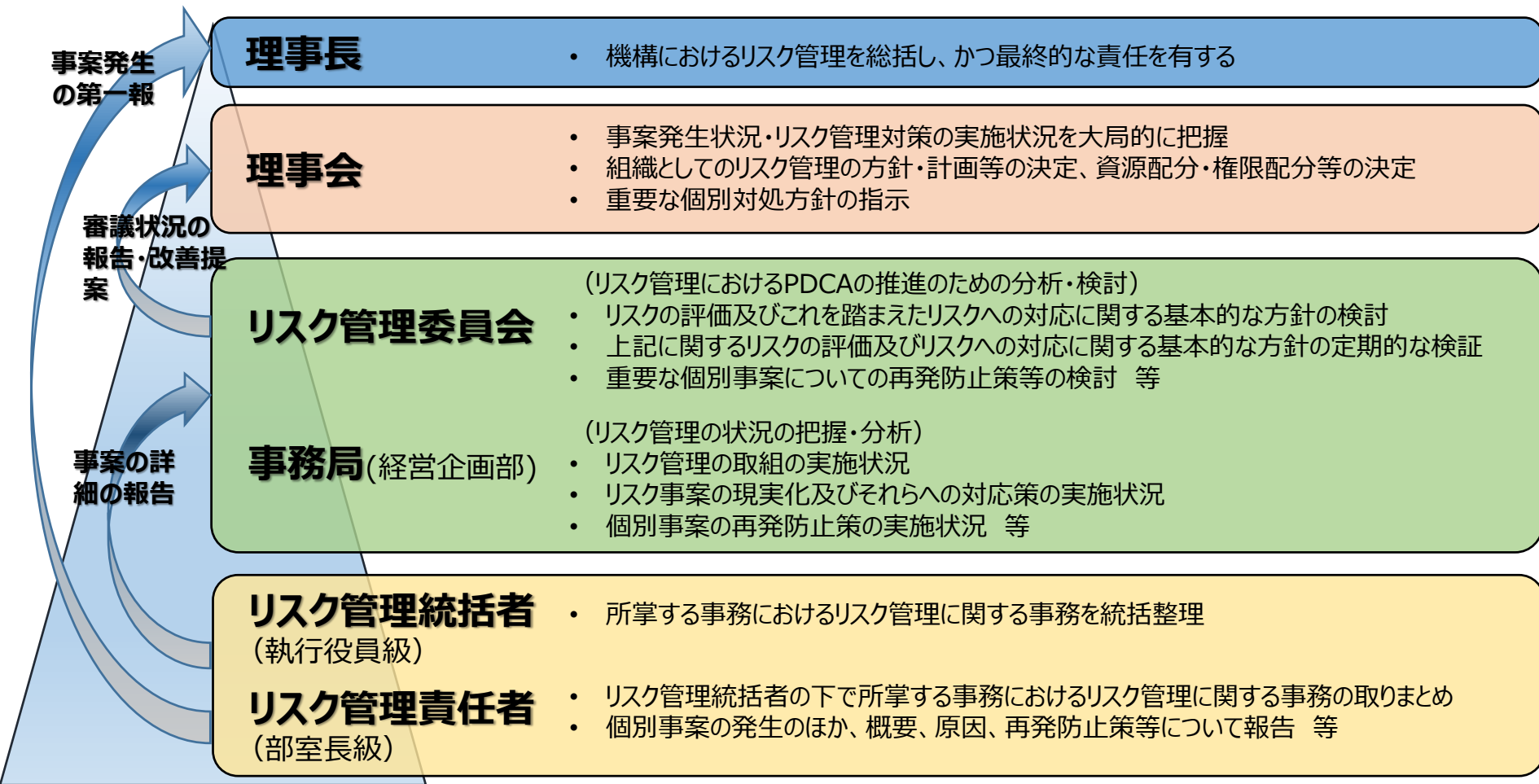
Course List

Course	Duration	Last updated
1. Quality Control (Herbal Medicine)	108 min	2021.04.15
2. Medical Devices Review	134 min	2021.08.04
3. Pharmaceuticals Review	98 min	2021.08.31
4. Multi-Regional Clinical Trial (MRCT)	85 min	2021.10.20
5. Pharmacovigilance	135 min	2021.10.29

Apply for E-learning Training Courses
(Regulator only)



リスク管理の運営見直し後の体制について



前理事への退職金未支給と再発防止策について

【事案】

令和元年度末に退職した前理事への退職金が、令和2年度末において未支給であった
※本来は令和2年度に支給されるものであったが、前理事本人からの連絡により発覚

【原因】

- (1) 退職金支給を担当する総務部職員課担当者は、「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」（平成27年3月24日閣議決定）に基づき、業績勘案率を算定のうえ支給手続きを行うことは認識していたが、先送りしたまま放置していた。
- (2) また、業績勘案率の算定担当部署である経営企画部企画課も、自ら算定を行わなければならないことに気がつかなかった。
- (3) 上長である総合調整担当理事、担当執行役員（経営企画部長）、総務部長、職員課長、企画課長も退職金支給の自覚がなかった。
- (4) 退職金を支給する役員が少なく（過去8年間で6人）、支給手続の業務フローを記述した業務マニュアルが作成されていなかった。

【対応】

- (1) 前理事への謝罪と状況を説明
- (2) 厚生労働省に事案及び再発防止策を報告（厚生労働省から総務省にも伝達）
- (3) 総務省独立行政法人評価制度委員会（7/8）における前理事の業績勘案率の審議を踏まえた速やかな支給
- (4) 総務部職員課より監事に報告・相談の上、リスク管理委員会など、リスク事案の発生について組織的に報告し、再発防止の手順の整備を含めて対応した。また、担当者にも反省を促した。

【再発防止策】

- (1) 役員退職手当支給全体の業務フローチャートの作成と関係者との共有
複数の部署が関係しているため、業務フローチャートを作成し、作業の流れの確認と責任を明確化し役割ごとに明確なスケジュール管理を行うなど支給漏れを防止する環境・仕組みを構築。
- (2) 関係部署の意思疎通の明確化
支給漏れは重大なリスクであるため、関係部署間でコミュニケーションを活発にし、声を掛け合える環境を作っていく。
※上記のほか、概算払いを可能とする仕組みを構築（これまで、業績勘案率確定後しか支給できなかった）。